

上尾市地域創生長期ビジョン 上尾市地域創生総合戦略

上 尾 市

策定にあたって



世界に類を見ない速度で少子高齢化が進行しているわが国において、人口減少対策は国家的な課題となっています。その課題に対し、国は「地方創生」を掲げ、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口の現状と将来の姿を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、それを踏まえた5か年の政策目標や施策の基本方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方と連携して地方創生に取り組むこととしました。

昭和40年代の高度経済成長期に人口急増を経験し、都市環境と自然環境の調和がとれたまちとして着実な発展を遂げてきた本市では、とりわけ、全国平均を上回って進む老年人口の増加や生産年齢人口の減少が、社会保障関係経費の増加や市税収入の減少など、今後の行財政運営に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

そのため、本市では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口の現状を分析し、将来への展望と今後目指すべき将来の方向を示す「上尾市地域創生長期ビジョン」と、本市の実情に応じた今後5か年の目標や今後特に注力していくべき施策の基本方向、具体的な施策をまとめた「上尾市地域創生総合戦略」を策定しました。

人口減少を緩和し将来にわたって活力ある上尾市を築いていくため、「上尾市地域創生総合戦略」を確実に実施していくことで、だれもが「住み続けたい」、「住んでみたい」と思えるまちづくりに取り組んでまいります。

結びに、「上尾市地域創生長期ビジョン」及び「上尾市地域創生総合戦略」の策定に当たり、上尾市地域創生総合戦略審議会委員、素案に対し貴重な意見や提言をいただいた市民の皆さまをはじめとする関係各位に対し心から感謝するとともに、今後の計画推進に当たりましても、なお一層のご協力をお願いいたします。

平成27年12月

上尾市長

島村 豊

目 次

上尾市地域創生長期ビジョン

第1章 はじめに	
1 地方人口ビジョン策定の背景と目的.....	1
2 国の長期ビジョン	2
3 ビジョンの対象期間	3
4 ビジョンの構成	3
第2章 本市の現状	
1 人口等の動向分析	4
2 将来人口の推計	13
3 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析.....	16
4 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察.....	19
第3章 本市の将来展望	
1 目指すべき将来の方向性	20
2 目指す将来の姿	27
3 基本目標	28

上尾市地域創生総合戦略

第1章 基本的な考え方	
1 地方版総合戦略策定の背景と目的.....	29
2 国の総合戦略	31
3 戦略の進捗管理	32
第2章 基本目標	
1 安定した雇用を創出する	33
2 出産・子育ての希望をかなえる.....	34
3 健やかな暮らしを守り、魅力あるまちを創る.....	35
第3章 重点施策	
1 安定した雇用を創出する	36
(1) 雇用を創出するまちづくり	
2 出産・子育ての希望をかなえる.....	38
(1) 子育てしやすいまちづくり	
(2) 子どもが健やかに育つことができるまちづくり	
3 健やかな暮らしを守り、魅力あるまちを創る.....	41
(1) 安心で良好な住環境のまちづくり	
(2) 第二の人生を謳歌できるまちづくり	

《資料編》

資料1 数値目標・重要業績評価指標（KPI）一覧.....	44
資料2 策定経過の概要	47
資料3 上尾市地域創生総合戦略審議会条例.....	48
資料4 上尾市地域創生総合戦略審議会委員.....	49
資料5 上尾市地域創生総合戦略本部設置規程.....	50

上尾市地域創生長期ビジョン

平成27年10月29日策定

第1章 はじめに

1 地方人口ビジョン策定の背景と目的

(1) 施策の背景

国は、急速に進む少子高齢化・人口減少に的確に対応し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成26(2014)年9月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに、同年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(以下、「国の長期ビジョン」という。)及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、「国の総合戦略」という。)を閣議決定しました。

これらを踏まえ、都道府県と市町村においても、人口の現状と将来の展望を示す「地方人口ビジョン」及び地域の実情に応じた今後5か年の施策の方向を示す「地方版総合戦略」を策定するよう努めることとされ、国と地方が総力を挙げて地方創生や人口減少克服に取り組むこととなっています。

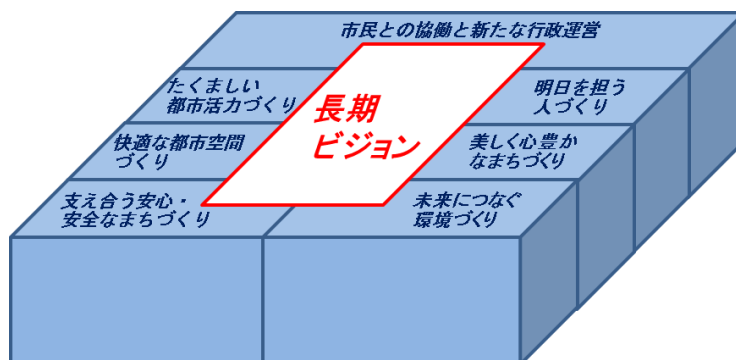
(2) 目的

上尾市地域創生長期ビジョン(以下、「ビジョン」という。)は、国の長期ビジョンの趣旨を踏まえ、本市における人口の現状分析を行い、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものです。まち・ひと・しごと創生の実現に向けた効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎資料とすることを目的に策定しました。

(3) 位置付け

本ビジョンは、中長期的な視点で目指すまちづくりを示す、本市の市政運営の最上位計画である上尾市総合計画との整合性を確保します。

図表1 総合計画と長期ビジョンの位置づけ



2 国の長期ビジョン

(1) 国の長期ビジョンの趣旨・概要

国の長期ビジョンは、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口減少をめぐる問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後、目指すべき将来の方向を提示することを目的として策定されています。

同ビジョンでは、以下のような内容が示されています。

図表2 「国の長期ビジョン」の概要

I. 人口問題に対する基本認識

1. 「人口減少時代」の到来

- 2008年に始まった人口減少は、今後加速度的に進む。
- 人口減少の状況は、地域によって大きく異なる。
- 人口減少は地方から始まり、都市部へ広がっていく。

2. 「人口減少」が経済社会に与える影響

- 人口減少は、経済社会に対して大きな重荷となる。
- 地方では、地域経済社会の維持が重大な局面を迎える。

3. 東京圏への人口の集中

- 東京圏には過度に人口が集中している。
- 今後も東京圏への人口流入が続く可能性が高い。
- 東京圏への人口の集中が、日本全体の人口減少に結び付いている。

II. 今後の基本的視点

1. 人口減少問題に取り組む意義

- 人口減少に対する国民の危機感が高まっている。
- 的確な政策を展開し、官民挙げて取り組めば、未来は開ける。
- 人口減少への対応は、「待ったなし」の課題である。

2. 今後の基本的視点

- 3つの基本的視点から取り組む。
 - ①「東京一極集中」を是正する。
 - ②国民の希望の実現に全力を注ぐ。
 - ③若い世代の就労・結婚・子育ての希望に応える。
- 国民の希望の実現に全力を注ぐ。
- 若い世代の結婚・子育ての希望に応える。

III. 目指すべき将来の方向

1. 「活力ある日本社会」の維持のために

- 人口減少に歯止めをかける。
- 若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上する。
- 人口減少に歯止めがかかると、2060年に1億人程度の人口が確保される。
- さらに、人口構造が「若返る時期」を迎える。
- 「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、2050年代に実質GDP成長率1.5～2%程度が維持される。

2. 地方創生がもたらす日本社会の姿

- 自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。
- 外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る。
- 地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る。
- 東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す。
- 地方創生は日本の創生であり、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、日本全体を引っ張っていく。

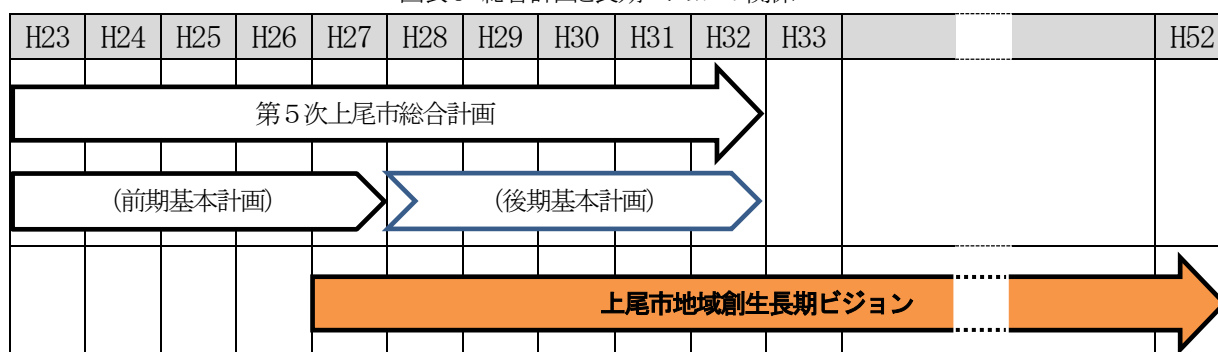
3 ビジョンの対象期間

本市の総合計画は10年単位での中長期ビジョンとなっており、5年毎の見直しの際に、計画の前提となる将来の人口規模や年齢構成等の推計を実施しています。直近では昨年度に、平成51(2039)年までの25年間の人口を推計しています。

一方、国の長期ビジョンは平成72(2060)年を目標としているため、地方自治体に対しても、国と同様の平成72(2060)年、もしくは国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)の推計期間である平成52(2040)年を推計期間とすることを要請しています。

本ビジョンでは、第5次総合計画との整合を図るため、同計画の前提となっている平成51(2039)年までの25年間の推計をベースとしつつ、国の要請を踏まえ、平成52(2040)年以降の人口推計を平成56(2044)年まで追加することとします。

図表3 総合計画と長期ビジョンの関係



4 ビジョンの構成

本ビジョンは、本章を含む3章構成であり、各章の主な内容は次のとおりです。

図表4 ビジョンの構成

第1章 はじめに	1 地方人口ビジョン策定の背景と目的 2 国の長期ビジョン 3 ビジョンの対象期間 4 ビジョンの構成	■ 本ビジョンの背景や目指す期間等、導入部分としての概要を説明
第2章 本市の現状	1 人口等の動向分析 2 将来人口の推計 3 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析 4 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察	■ 本ビジョンの前提となる、本市の人口の動向に関するこれまでの状況と、今後の見通し(推計人口)、そうなる要因やそれによる影響等を整理
第3章 本市の将来展望	1 目指すべき将来の方向性 2 目指す将来の姿 3 基本目標	■ 第2章等から目指す人口規模を明確化し、その達成に必要な取組の骨格(方向性のみ。事業内容等の詳細は総合戦略に記載)を整理

第2章 本市の現状

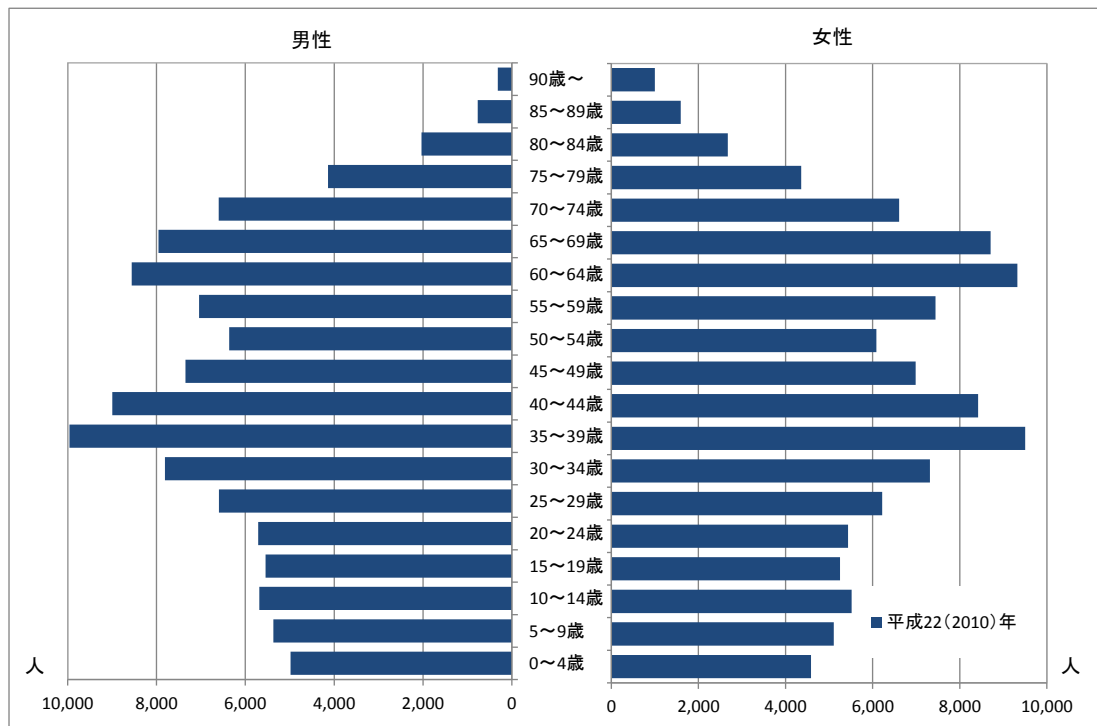
1 人口等の動向分析

(1) 年齢階層別人口

① 人口ピラミッド

平成 22 (2010) 年国勢調査における男女別・5 歳階級別の人口 (人口ピラミッド) を見ると、概ね国と同様の傾向となっており、60～64 歳のいわゆる「団塊の世代」の層及び 35～39 歳のいわゆる「団塊ジュニア」の層に厚みがありますが、30～34 歳以下の人口は年代が低くなるほど少なくなる傾向があります。

図表 5 平成 22 (2010) 年人口のピラミッド (出典: 国勢調査)

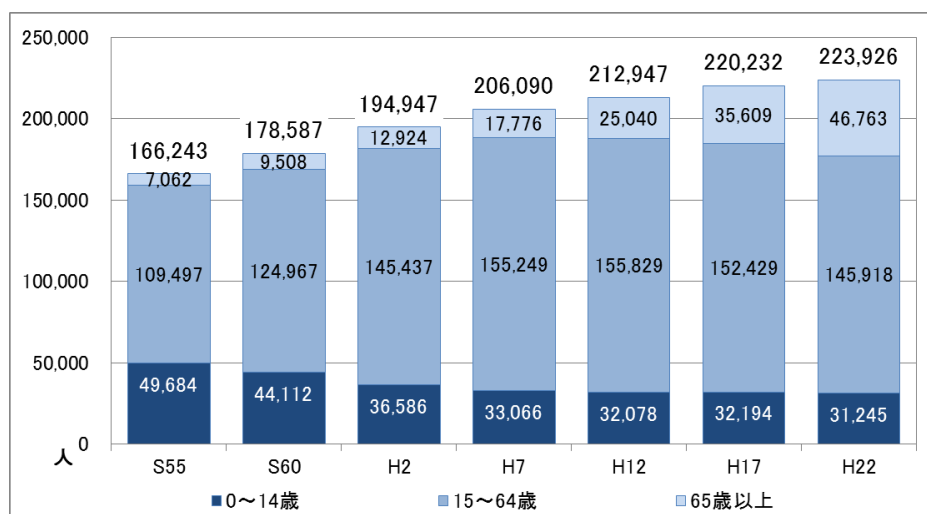


② 年齢3区分別人口の推移

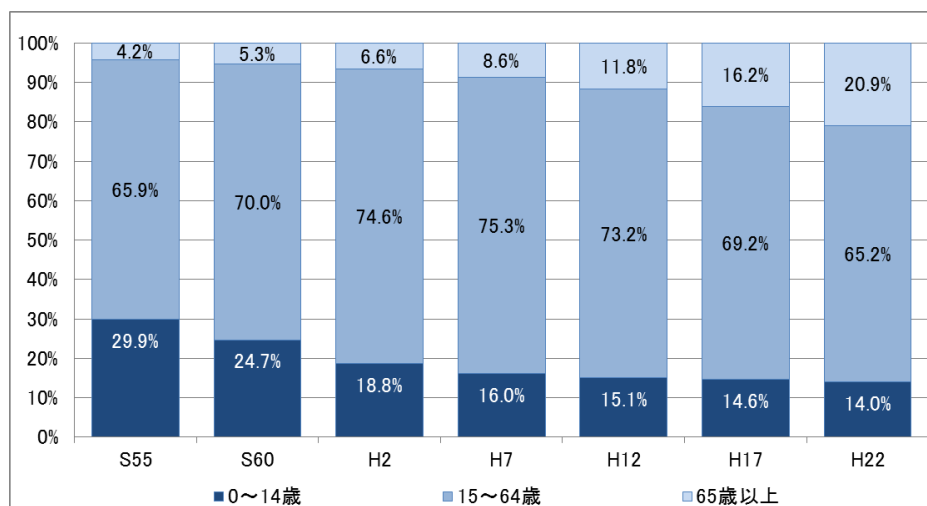
図表6のとおり、国勢調査では昭和55(1980)年から直近の調査である平成22(2010)年まで総人口は増え続けています。しかしながら年齢構成を3つの区分に分け、その推移を見ると、老年(65歳以上)人口が増加する一方、年少(14歳以下)人口は概ね減少傾向にあるほか、平成12(2000)年まで増加していた生産年齢(15~64歳)人口も平成17(2005)年には減少に転じています。

また、図表7にあるように、総人口に占める年齢3区分別人口の構成割合も概ね同様の傾向となっており、前記①で見た人口の状況を踏まえると、今後もこうした傾向が続くことが予想されます。

図表6 年齢3区分別人口の推移 (出典:国勢調査)



図表7 年齢3区分別人口の構成割合の推移 (出典:国勢調査)

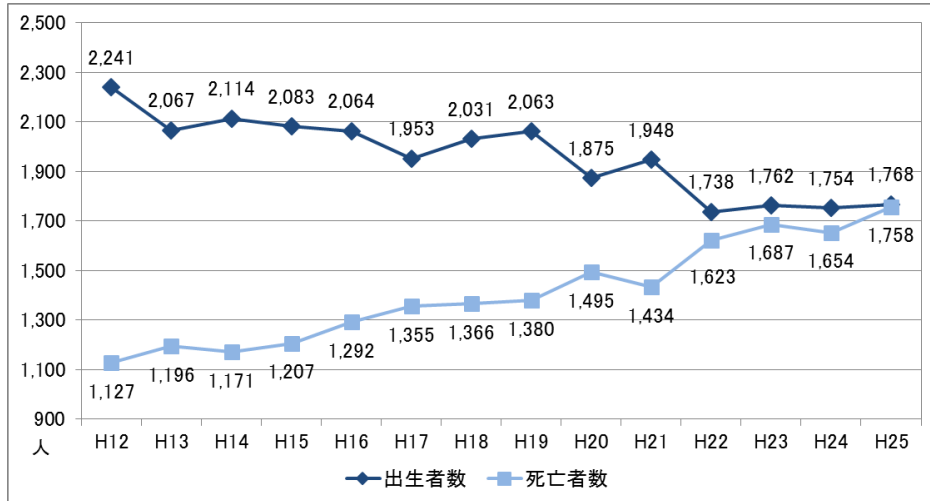


(2) 人口動態

① 自然動態¹（出生・死亡）

図表 8 のとおり、平成 12（2000）年以降、一貫して出生者数が死亡者数を上回っています。しかし、出生者数が減少傾向にある一方で死亡者数が増加傾向となっており、平成 25 年（2013）年には出生者数（1,768 人）と死亡者数（1,758 人）がほぼ同数となっています。

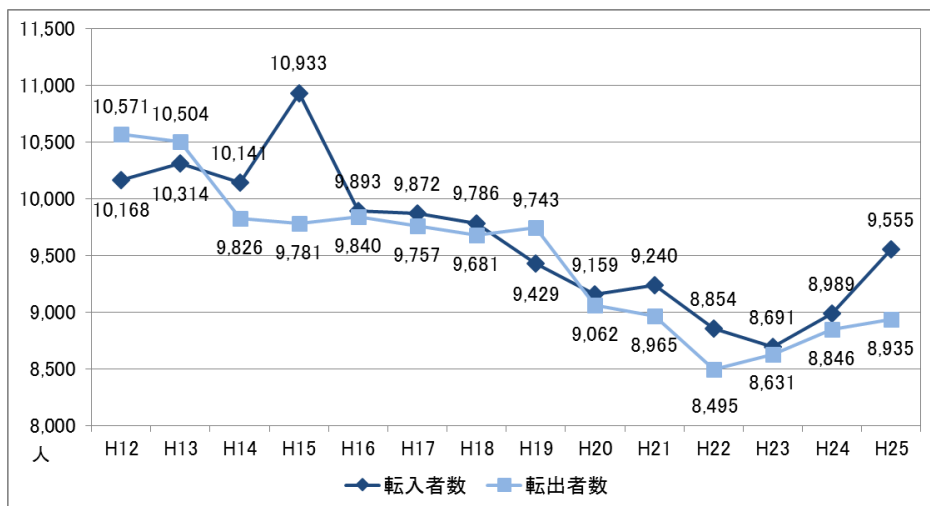
図表 8 自然動態の推移（出典：人口動態調査）



② 社会動態²（転入・転出）

図表 9 のとおり、平成 14（2002）年以降は、転入者数が転出者数を僅かながら上回る転入超過の状況が続いていますが、平成 15（2003）年を除き、転入者数と転出者数がほぼ同程度で拮抗しています。

図表 9 社会動態の推移（出典：人口動態調査）



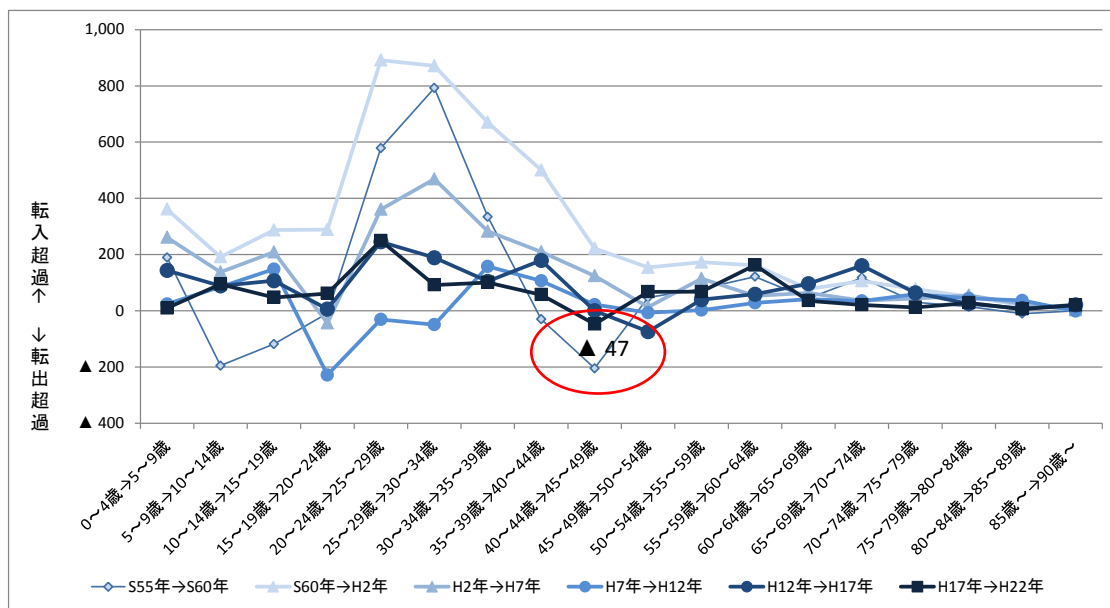
また、昭和 55（1980）年から平成 22（2010）年にかけての男女別・年齢階層別純移動数の推移では、図表 10・11 のとおり、平成 7（1995）年までは男女とも 20～40 歳代を中心に大きく転入超過の状況でしたが、近年はその幅が縮小する傾向が見られます。特に、平成

¹ ある一定期間内の人口の変動である人口動態のうち、自然動態とは一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。

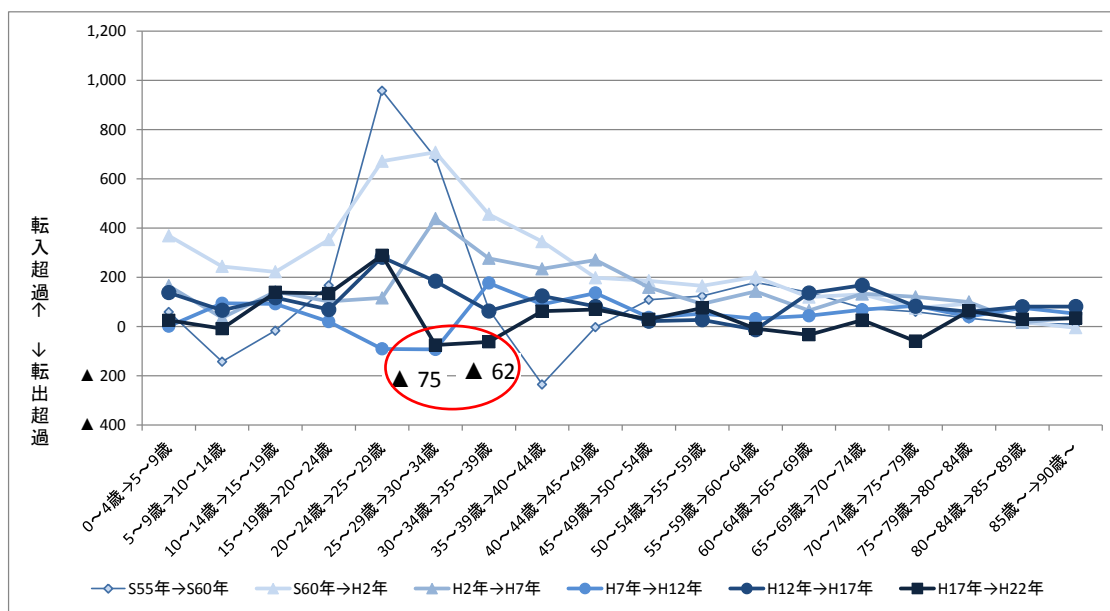
² ある一定期間内の人口の変動である人口動態のうち、社会動態とは一定期間における転入・転出に伴う人口の動き。

17 (2005) 年から平成 22 (2010) 年にかけて、男性では 40 歳代前半が、また、女性では出生数に大きく影響する 20 歳代後半・30 歳代前半が転出超過となっており、社会動態だけでなく自然動態への影響も懸念されます。

図表 10 男性の年齢階層別純移動数の推移 (出典: 国勢調査)



図表 11 女性の年齢階層別純移動数の推移 (出典: 国勢調査)

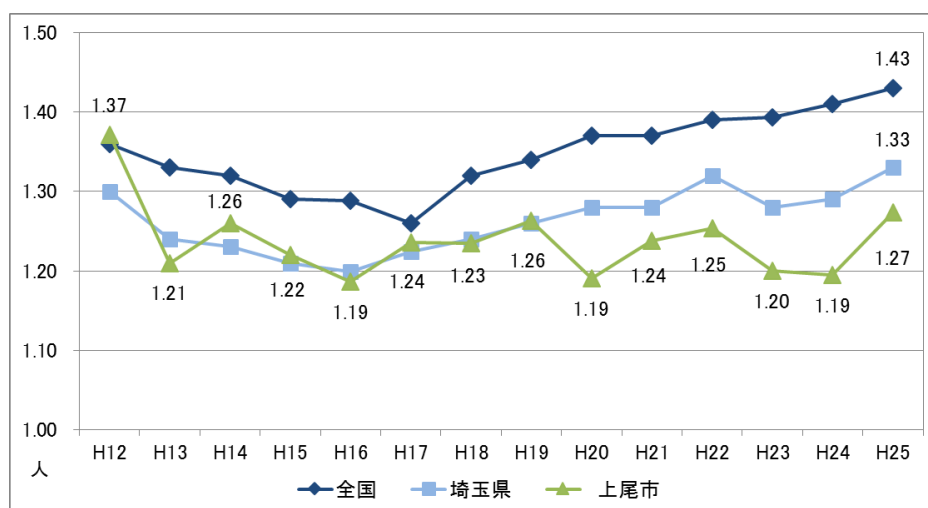


(3) 合計特殊出生率

平成 12 (2000) 年以降の合計特殊出生率 (一人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均値) の推移を見ると (図表 12)、全国では平成 17 (2005) 年を底に上昇傾向にあり、平成 25 (2013) 年時点では 1.43 人となっています。

一方、本市は、平成 12 (2000) 年の 1.37 人から平成 13 (2001) 年の 1.21 人に大きく減少して以降、上下しながらも概ね 1.2~1.3 人の間を横ばいで推移しており、平成 25 (2013) 年時点では 1.27 人と、全国や埼玉県より低い数値となっています。

図表 12 合計特殊出生率の推移(出典:埼玉県「合計特殊出生率の年次推移」)



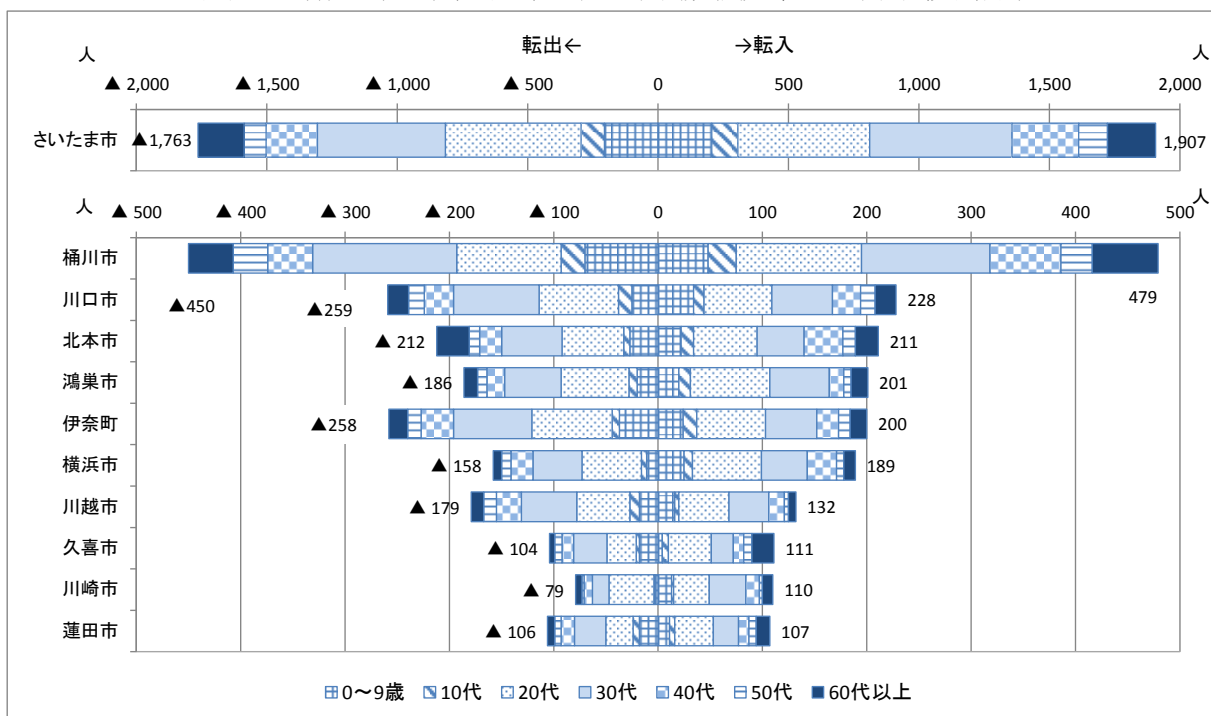
(4) 社会移動等の状況

① 市町村別の転入・転出

平成 25 (2013) 年における転入者の転入元市町村と、転出者の転出先市町村を見ると (図表 13)、いずれもさいたま市が圧倒的に多く、次いで桶川市、川口市、伊奈町の順となっています。また、埼玉県外では、横浜市や川崎市への移動が多くなっています。

転入・転出の数に大きな差異は見られませんが、さいたま市・桶川市とは転入超過、川越市や伊奈町とは転出超過の状況となっています。

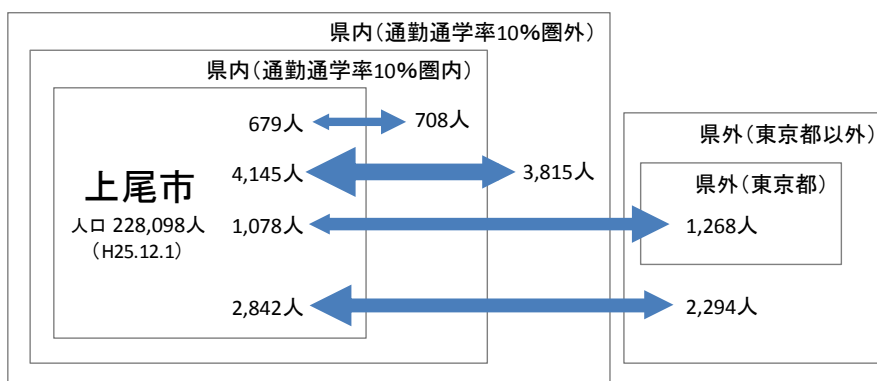
図表 13 平成 25(2013)年 市町村別転入・転出数(出典:住民基本台帳移動報告)



② 圏域別の転入・転出

平成 25 (2013) 年における転入・転出の状況を、県内 (通勤通学 10%圏内³⁾、県内 (通勤通学 10%圏外)、県外 (東京都)、県外 (東京都以外) に分けて見ると (図表 14)、県内 (通勤通学 10%圏外) が最も多く、次いで県外 (東京都以外)、県外 (東京都)、県内 (通勤通学 10%圏内) の順となっています。

図表 14 平成 25(2013)年 圏域別の転入出の状況 (出典:住民基本台帳移動報告)



		転入数	転出数	純移動数
県内	通勤通学率 10%圏内	679	708	▲ 29
	通勤通学率 10%圏外	4,145	3,815	330
県外	東京都	1,078	1,268	▲ 190
	東京都以外	2,842	2,294	548
合計		8,744	8,085	659

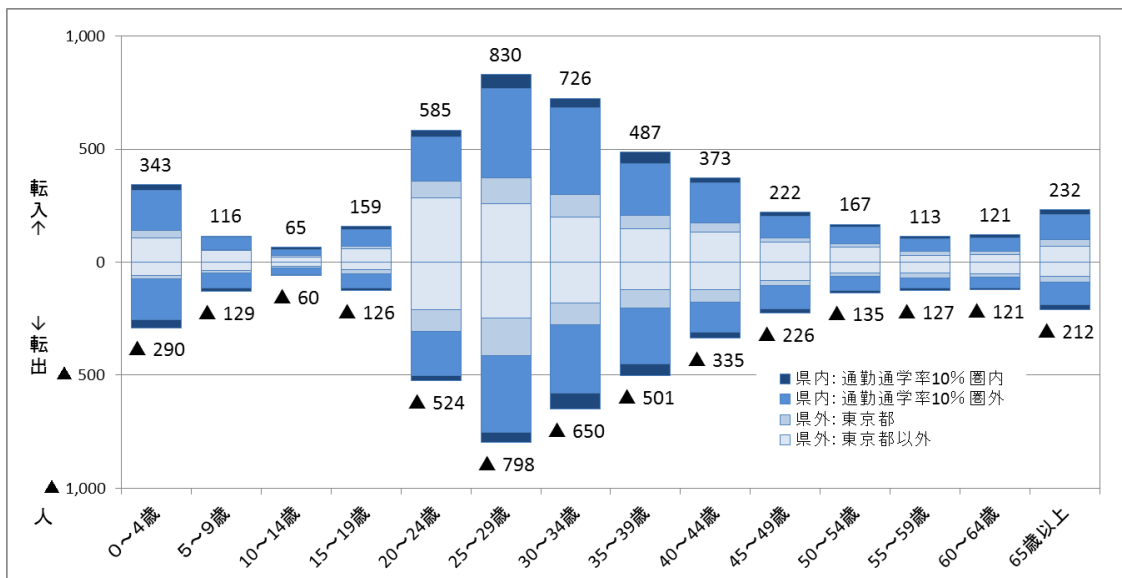
3 総通勤・通学者に占める対象地域(=この場合は上尾市)へ従業・通学する者の割合が 10%以上となっている地域。具体的には桶川市と伊奈町が該当。

③ 年齢階層別・圏域別の転入・転出

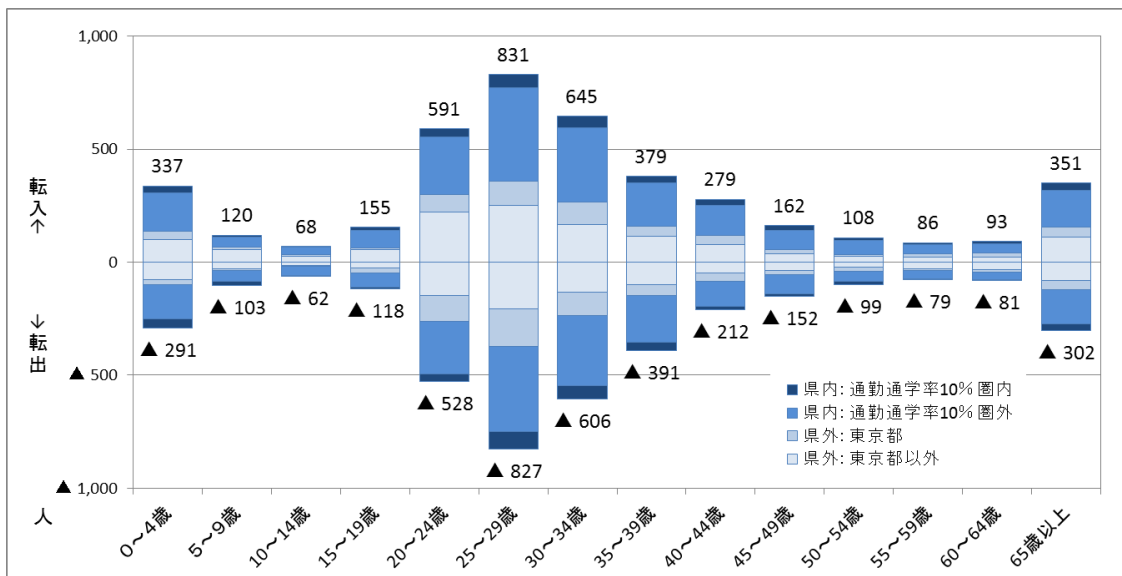
平成 25 (2013) 年における転入・転出の状況を年齢階層別に見ると (図表 15・16)、20 歳代後半 (25～29 歳) の移動が最も多く、男女を合わせると、転入・転出数それぞれ 1,600 人を超えています。また、20 歳代・30 歳代を合計すると約 9,900 人が移動しており、全体の約 6 割を占めています。

いずれの年代においてもやや転入超過となっているものの、転入・転出が概ね同数となっており、男女間でも、この傾向に差は見られません。

図表 15 平成 25(2013)年 男性の年齢階層別・圏域別転入出者数 (出典:住民基本台帳移動報告)



図表 16 平成 25(2013)年 女性の年齢階層別・圏域別転入出者数 (出典:住民基本台帳移動報告)

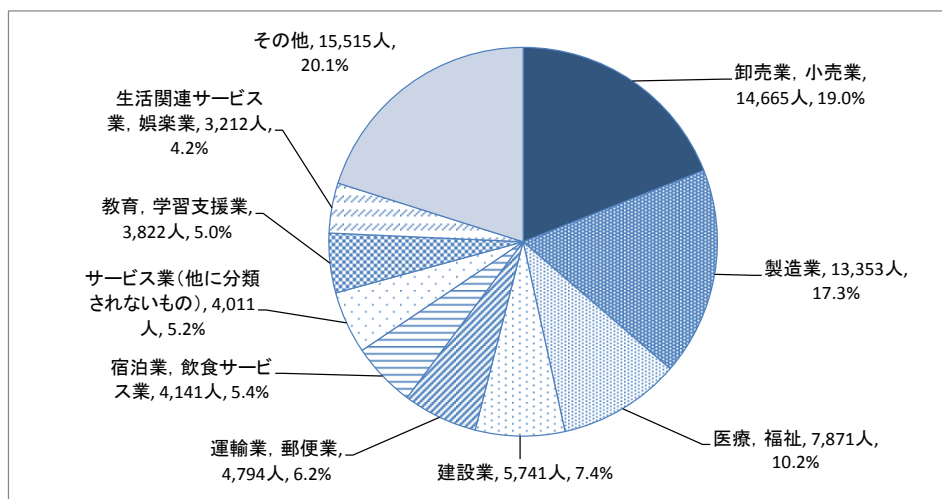


(5) 産業別就業者数等の状況

① 産業分類別就業者

他市町村から本市に通勤し従業している者も含めた、本市における就業者の産業分類別構成割合を見ると (図表 17)、「卸売業、小売業」が 19.0% (14,665 人)、次いで「製造業」が 17.3% (13,353 人) と多く、以下、「医療、福祉」10.2% (7,871 人)、「建設業」7.4% (5,741 人)、「運輸業、郵便業」6.2% (4,794 人) が続いています。

図表 17 平成 22(2010)年 産業分類別の就業者数 (出典:国勢調査)

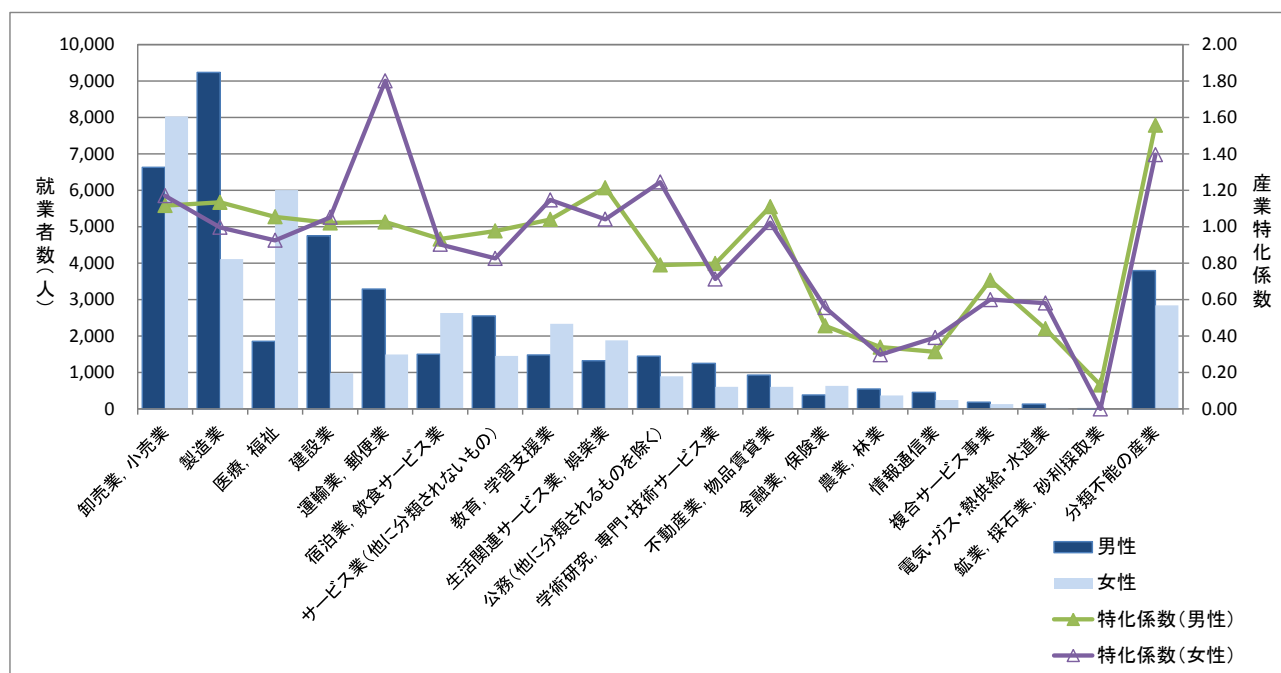


② 男女別・産業分類別就業者数及び各産業の特化係数

前項①を男女に分けて見ると(図表 18)、男性は「製造業」、「卸売業、小売業」、「建設業」の順に多い一方、女性は「卸売業、小売業」、「医療、福祉」、「製造業」の順に多く、男女で就業先の業種がやや異なっています。

また、各産業の特化係数(地域のある産業が、相対的にどれだけ特化しているかを測る指標)⁴については、男女共 1 以上(全国に比べて特化)なのは「建設業」、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「不動産業、物品賃貸業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」となっており、中でも男性は「生活関連サービス」が、女性は「運輸業、郵便業」や「公務(他に分類されるものを除く)」が、それぞれに高くなっています。

図表 18 平成 22(2010)年 産業別・男女別の就業者数と特化係数 (出典:国勢調査)



⁴ ここでは以下の式にて算出(従業地ベース)。係数が 1 以上であれば、全国と比べ特化していると言える。

X 産業の特化係数 = 上尾市の X 産業の就業者比率 / 全国の X 産業の就業者比率

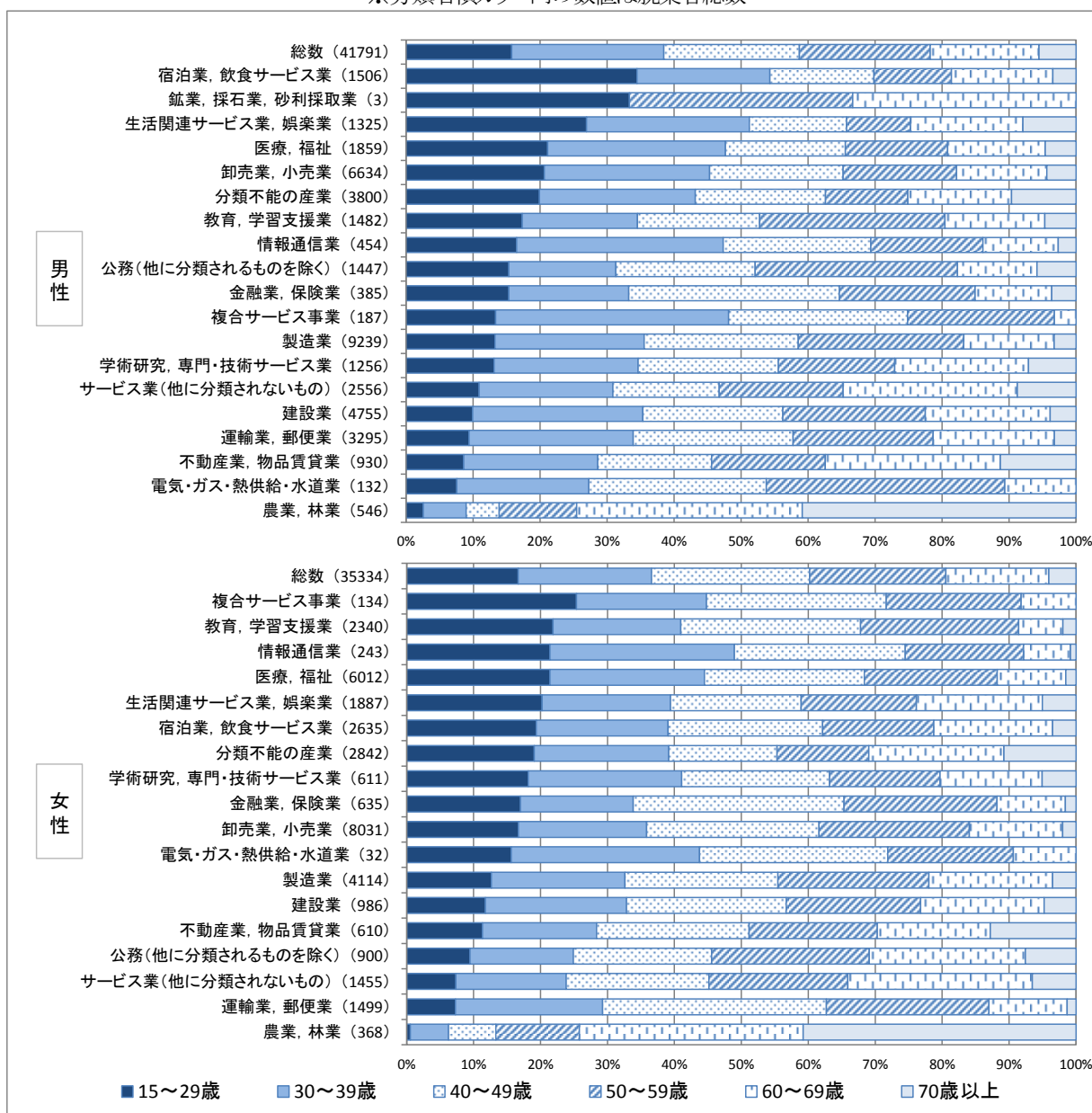
③ 産業分類別の年齢構成割合

図表 19 の産業分類別の年齢構成割合を見ると、一定程度の就業者がいる産業の中で 20～30 歳代の占める割合が比較的高いのは、男性が「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」、女性が「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「生活関連サービス業、娯楽業」となっています。一方、「農業、林業」では男女共 60 歳代以上が 7 割以上を占め極端に高齢化が進んでいるほか、廃棄物処理、物品の整備・修理、職業紹介・労働者派遣等の「サービス業（他に分類されないもの）」や「不動産業、物品賃貸業」、「運輸業、郵便業」（特に女性）等で 20～30 歳代の占める割合が比較的低くなっています。

就業者数において相対的に他市町村と比べ特化していると考えられる「不動産業、物品賃貸業」や廃棄物処理、物品の整備・修理、職業紹介・労働者派遣等の「サービス業（他に分類されないもの）」、「公務」（女性）では 50 歳代以上の割合が 5 割以上と比較的高く、今後の高齢化の進行による退職者数の増加が予想され、若年層の就労先として期待されます。

図表 19 平成 22(2010)年 産業分類別の年齢構成割合（出典：国勢調査）

※分類名横カッコ内の数値は就業者総数



2 将来人口の推計

これまでの人口動態等を踏まえ、本市の人口が今後どのように変化していくかの推計は以下のようになります。

(1) 推計方法

第5次上尾市総合計画後期基本計画の策定に伴う基礎調査において、その時点の最新のデータを用いた人口推計を実施しており、同計画との整合性を確保する本ビジョンにおいてもその推計結果を活用しています。

推計では平成26(2014)年10月1日を基準とし、5年毎の人口を男女別・5歳階級別にコーホート要因法⁵を用いて推計しています。推計に際し設定した値は以下のとおりです。

① 使用するデータ

住民基本台帳が行政サービスを受けるための基本的な条件となることや、国勢調査に比べ最新なデータであること等を踏まえ、住民基本台帳人口を使用しています。

② 男女別・年齢別生残率

X歳の集団が1年後に(X+1)歳となるまでに生存する確率である「生残率」は、1から死亡率を引いて算出します。社人研が推計した平成22(2010)～27(2015)年の本市の生残率の仮定値を、本市における将来の男女別・年齢別生残率としています。

③ 男女別・年齢別純移動率

社会増減である封鎖人口(自然増減のみの結果)との差異(純移動数⁶)が、人口の増減をどの程度変化させているかを表す「純移動率」は、純移動数を封鎖人口で除して算出します。

これまでの市の社会動態を踏まえ、平成11(1999)～16(2004)年、平成16(2004)～21(2009)年、平成21(2009)～26(2014)年の各期間の本市の男女別・年齢別純移動率の実績を算出し、一定して増加または減少の傾向がある年齢層では近似曲線を、一定した傾向がなく増減がみられる年齢層では平均値を適用しています。

④ 子ども女性比⁷

市町村の出生率は年毎の変動が大きいことから、子ども女性比を出生率の代替指標として使用しています。推計では、平成26(2014)年の本市の子ども女性比の実績値0.18297を本市における将来の子ども女性比として使用しています。

⑤ 0～4歳性比⁸

推計では、平成26(2014)年の本市の0～4歳性比の実績値106.6を本市における将来の0～4歳性比として使用しています。

⁵ 人口を男女別・年齢別に区分し、別途設定された男女別・年齢別の生残率によって、翌年の1歳年長の人口を求め、同じ操作を繰り返すことにより、将来人口を推計する手法を「コーホート要因法」という。0～4歳の男女別推計人口は15歳～19歳女性の推計人口と子ども女性比から男女合計の0～4歳人口を推計し、その値に0～4歳性比を用いて0～4歳の男女別推計人口を算出する。

⁶ 具体的には、 t 年 n 歳人口 $- \{ (t-5)$ 年 $(n-5)$ 歳人口 $\times (n-5)$ 歳 $\rightarrow n$ 歳生残率 $\}$ で算出する。

⁷ 母親となり得る女性(15～49歳女性)の年齢別人口における0～4歳(男女)人口の割合

⁸ 0～4歳女性人口100人あたりの0～4歳男性人口

(2) 推計結果

① 推計人口の推移

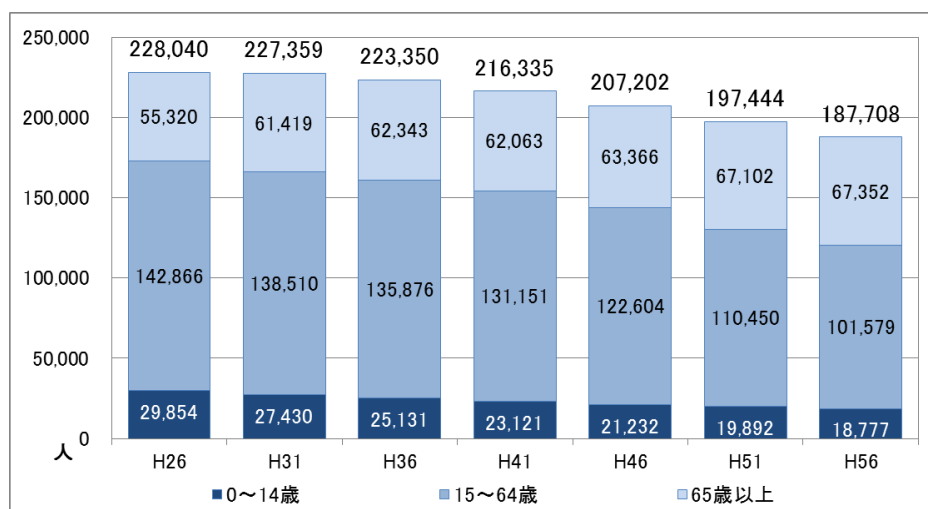
図表 20 のとおり、本市の人口は、平成 26 (2014) 年に 228,040 人であったところ、平成 56 (2044) 年には 40,332 人 (17.7%) 減少し、187,708 人になると推計されます。

この間、年少人口は 29,854 人から 18,777 人へと 11,077 人 (37.1%) 減少、生産年齢人口も 142,866 人から 101,579 人へと 41,287 人 (28.9%) 減少する一方、老年人口は 55,320 人から 67,352 人へと 12,032 人 (21.7%) 増加すると見込まれています。

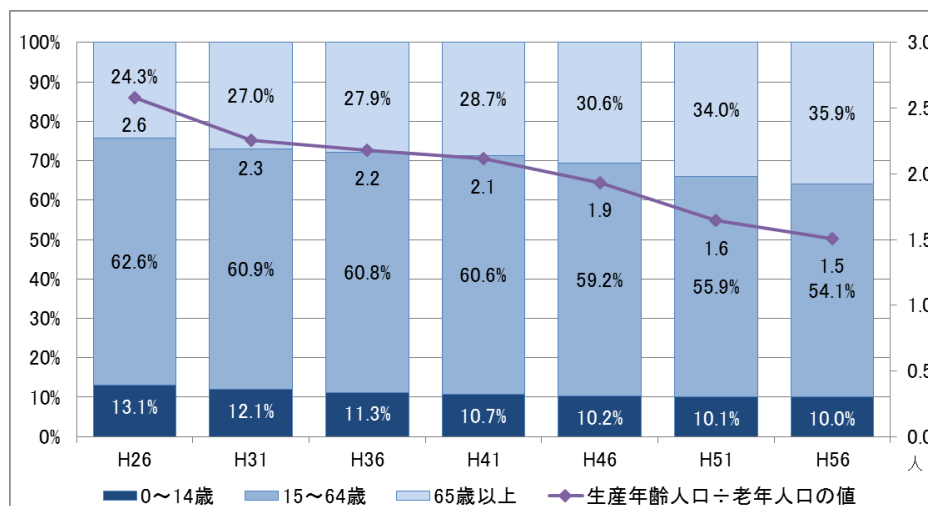
図表 20 を構成比で表した図表 21 (年齢 3 区分別構成割合) で見ると、年少人口が 3.1 ポイント、生産年齢人口が 8.5 ポイント減少する一方、老年人口は 11.6 ポイント増加し、35.9%にまでなると見込まれます。平成 26 (2014) 年時点で 1 人の高齢者 (老年人口) を約 2.6 人の現役世代 (生産年齢人口) で支える構造ですが、平成 56 (2044) 年には約 1.5 人で支えなければならず、約 11 人で支えていた平成 2 (1990) 年 (国勢調査) と比べ、非常に厳しい時代を迎えつつあることがわかります。

社人研や日本創成会議の推計をみると (図表 22)、本市の推計とは推計に用いている人口や年度が異なるために比較は困難ですが、概ね同様の減少傾向をたどると見込まれています。

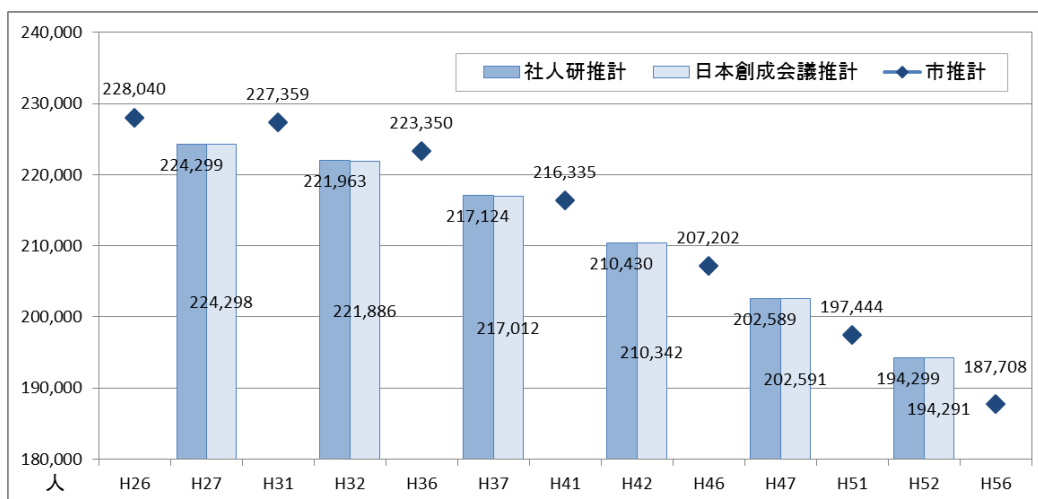
図表 20 将来推計人口の推移



図表 21 将来推計人口の年齢 3 区分別構成割合の推移



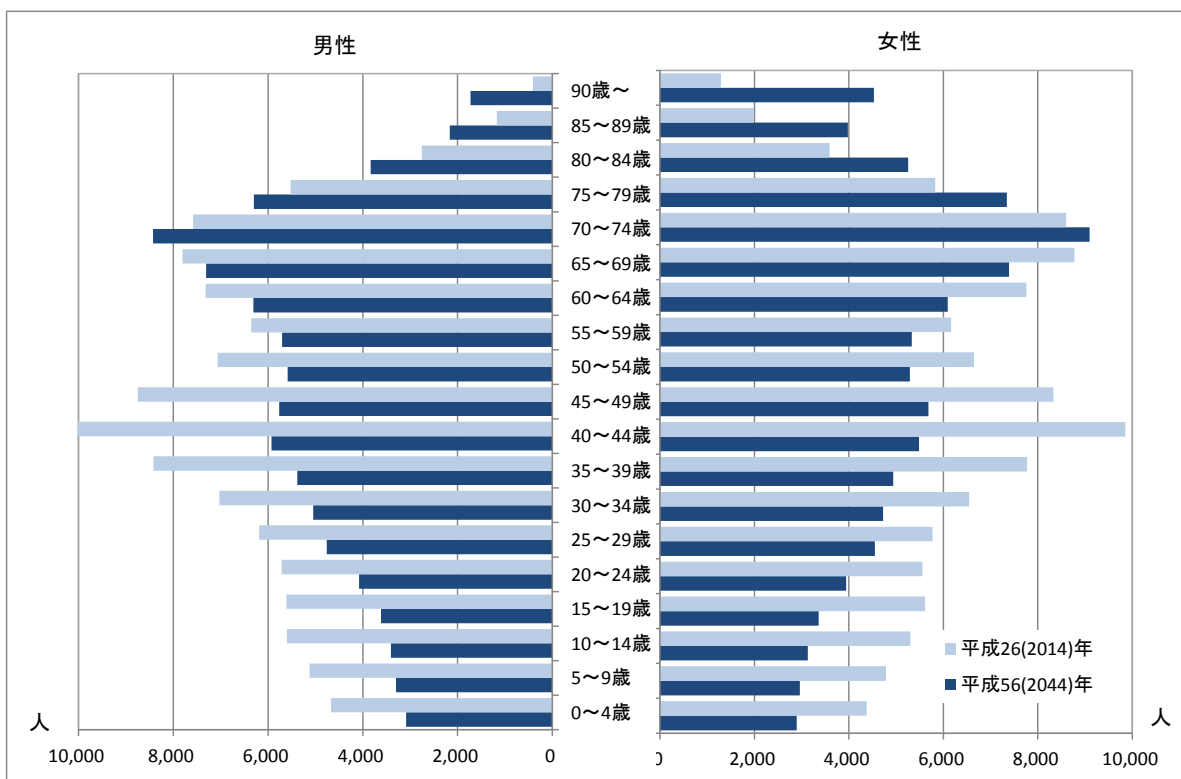
図表 22 社人研・日本創成会議と上尾市の将来推計人口比較



② 人口ピラミッドの変化

図表 23 にあるように、平成 26 (2014) 年 (現在人口) から平成 56 (2044) 年 (将来人口) の男女別・年齢構成別での人口の変化を見ると、平成 26 (2014) 年時点で人口が多い年齢層であった 40 歳代前半を中心としたいわゆる団塊ジュニア世代の層が 60 歳以上の層に移行し、老年人口が増加する見込みです。一方、少子化が改善しないまま推移することにより、生産年齢人口と年少人口は大きく減少する見込みです。

図表 23 基準年の人口と将来推計人口の人口ピラミッド



3 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析

第2章－1人口等の動向分析(P4)や第2章－2将来人口の推計(P13)等から、自然増減・社会増減等のどのような要素が将来人口の増減に影響するかを分析しました。

(1) 将来人口に影響を及ぼす要素

① 自然増減

第2章－2将来人口の推計(2)推計結果(P14)に示したように、老年人口は継続的に増加すると見込まれています。70歳以上では生残率が低下しはじめていくにもかかわらず、前述のとおり、人口の多い年齢層である団塊の世代や団塊ジュニア世代等が順に老年人口の集団に入っていくため増加をしているものと考えられます。

一方、出生においては、0～4歳人口が平成26(2014)年の9,046人から平成56(2044)年には5,980人と3,066人(33.9%)も減少とすると見込まれ、そのために年少人口も継続的に減少していくと見込まれています。

これは、「子ども女性比」が第2章－1人口等の動向分析(3)合計特殊出生率(P8図表12)に示したように、出生率が全国や埼玉県よりも低いため0.18297(P13④)と低くなっている⁹ことに加えて、女性の15～49歳人口が転出等により大きく減り続け、0～4歳人口の減少が見込まれることから、年少人口及び生産年齢人口が減少していくものと考えられます。

図表24 男女別0～4歳推計人口の推移 (単位:人)

	H26	H31	H36	H41	H46	H51	H56
男0～4歳人口	4,668	4,409	3,961	3,653	3,447	3,278	3,086
女0～4歳人口	4,378	4,135	3,715	3,426	3,233	3,075	2,894
合計	9,046	8,544	7,676	7,079	6,681	6,353	5,980

図表25 女性15～49歳推計人口の推移 (単位:人)

年齢階層	H26	H31	H36	H41	H46	H51	H56
15～19歳	5,613	5,368	4,850	4,371	4,100	3,662	3,360
20～24歳	5,555	6,032	5,772	5,218	4,704	4,414	3,943
25～29歳	5,770	5,727	6,219	5,951	5,380	4,850	4,551
30～34歳	6,546	5,683	5,625	6,093	5,819	5,251	4,726
35～39歳	7,773	6,315	5,445	5,359	5,776	5,493	4,939
40～44歳	9,850	7,789	6,321	5,445	5,355	5,768	5,482
45～49歳	8,332	9,784	7,719	6,253	5,378	5,282	5,683
合計	49,439	46,698	41,951	38,690	36,512	34,720	32,684

② 社会増減

第2章－1人口等の動向分析(2)人口動態②社会動態(P6)にあるように、20歳代・30歳代を中心とした転入超過の傾向が年々弱まり、直近のデータでは女性、中でも30歳前後の女性に転出超過の傾向が現れています。

このような傾向が反映される将来人口推計においては、図表26・27の男女別・5歳階級別の各5年間の推計純移動数を見ると、合計では男女共いずれの推計期間においても純移動数がプラス(転入超過)と見込まれていますが、年齢階層によって傾向が異なっており、10歳未満や30歳代、40歳代等ではマイナス(転出超過)となっています。年齢順に見ると転出超過は男性では中学校入学時、女性は小学校入学時にあり、次に男性では30歳代前

⁹ 社人研の推計人口では2015年時点で全国平均0.2、埼玉県0.1884と推計

半や40歳代前半、女性では20歳代後半や30歳代前半が顕著となっています。

特に女性の20歳代後半・30歳代前半の層のマイナス値が非常に大きく、①自然増減でも言及したように、この層は出生数(0～4歳人口)の動向に大きく影響を与えることから、この層の転出が人口減少の大きな要因になっていると考えられます。

図表26 男性の各5年間の推計純移動数

(単位:人)

男性		H26→H31	H31→H36	H36→H41	H41→H46	H46→H51	H51→H56
期首年齢	期末年齢	583	504	447	392	354	283
0～4歳	5～9歳	30	29	26	25	23	22
5～9歳	10～14歳	▲39	▲48	▲55	▲58	▲59	▲61
10～14歳	15～19歳	41	30	21	15	9	6
15～19歳	20～24歳	224	225	204	186	176	158
20～24歳	25～29歳	274	279	280	253	231	217
25～29歳	30～34歳	8	7	7	6	6	5
30～34歳	35～39歳	▲79	▲88	▲101	▲118	▲130	▲126
35～39歳	40～44歳	33	26	22	18	16	15
40～44歳	45～49歳	▲130	▲117	▲103	▲95	▲99	▲107
45～49歳	50～54歳	▲5	▲4	▲3	▲2	▲2	▲5
50～54歳	55～59歳	28	35	43	35	30	27
55～59歳	60～64歳	24	25	31	40	32	29
60～64歳	65～69歳	41	34	34	42	56	44
65～69歳	70～74歳	79	66	53	56	67	87
70～74歳	75～79歳	58	40	26	16	12	15
75～79歳	80～84歳	▲29	▲85	▲126	▲140	▲137	▲169
80～84歳	85～89歳	▲10	▲22	▲46	▲64	▲66	▲62
85歳～	90歳～	35	72	134	177	189	188

図表27 女性の各5年間の推計純移動数

(単位:人)

女性		H26→H31	H31→H36	H36→H41	H41→H46	H46→H51	H51→H56
期首年齢	期末年齢	1,011	910	652	334	198	159
0～4歳	5～9歳	▲59	▲81	▲92	▲100	▲106	▲111
5～9歳	10～14歳	12	11	11	9	8	8
10～14歳	15～19歳	70	59	48	42	36	31
15～19歳	20～24歳	425	410	373	338	318	285
20～24歳	25～29歳	180	195	187	169	152	143
25～29歳	30～34歳	▲77	▲92	▲116	▲122	▲120	▲116
30～34歳	35～39歳	▲215	▲224	▲252	▲303	▲313	▲300
35～39歳	40～44歳	43	29	20	15	12	8
40～44歳	45～49歳	▲15	▲30	▲34	▲37	▲44	▲56
45～49歳	50～54歳	79	94	73	62	54	52
50～54歳	55～59歳	5	7	7	6	7	8
55～59歳	60～64歳	▲5	▲5	▲8	▲9	▲8	▲3
60～64歳	65～69歳	42	33	35	42	49	38
65～69歳	70～74歳	91	77	60	63	77	91
70～74歳	75～79歳	131	124	104	82	87	104
75～79歳	80～84歳	144	184	172	144	113	121
80～84歳	85～89歳	123	146	178	160	132	104
85歳～	90歳～	37	▲27	▲114	▲227	▲256	▲248

(2) 影響度のシミュレーション

人口動態の変化が、将来推計人口にどの程度の影響を与えるかをシミュレーションしたところ、次のようになりました。

① 自然増減の影響度

(1)①自然増減 (P16) に示したように、自然減の大きな要因である0～4歳人口の減少を緩和するためには、将来的な「子ども女性比」「女性の15～49歳人口」が改善される必要があります。

これらのうち、後者は(1)でも示したように転出による減少が大きいことから次項②で試算し、ここでは前者の値をどの程度改善すれば、将来推計人口の減少がどの程度が緩和するのかを試算しました。(図表28)

試算の結果、子ども女性比は、平成56(2044)年時点で、例えば総人口20万人を維持するためには図表28のパターン4にあるように0.27446に、高齢化率を少なくとも30%に抑えるならば同じくパターン5にあるように0.44828になる必要があります。但し、子ども女性比の設定値を見る限り、パターン5は子ども女性比が0.5近くでなければならぬ等、実現性において厳しいパターンが多くなっています。

図表28 子ども女性比を変えた場合の推計人口の変化

	「子ども女性比」の設定	H56 推計人口	高齢化率
推計	【固定】H26実績値=0.18297	187,708人	35.9%
パターン1	【固定】社人研2015推計値(埼玉県)=0.1884	188,078人	35.8%
パターン2	【可変】国の目指す合計特殊出生率の伸び率(H25の1.47→H52の2.07)をH26実績値=0.18297に乘以年々伸びる	198,253人	34.0%
パターン3	【可変】H26実績値=0.18297から、国の目指す合計特殊出生率(H42の1.8、H52の2.07)に相当する子ども女性比へ年々伸びる	203,162人	33.2%
パターン4	【可変】H56時点で総人口20万人を維持=H56時点で0.27446	200,187人	33.6%
パターン5	【可変】H56時点で高齢化率30%維持=H56時点で0.44828	218,109人	29.9%

② 社会増減の影響度

(1)②社会増減 (P16) に示したように、社会減の大きな要因である、男性で30歳代前半や40歳代前半、女性で20歳代後半や30歳代前半での転出超過を緩和・解消することから、これら年代の純移動率あるいは純移動数の値をどの程度改善すれば、将来推計人口の減少がどの程度が緩和するのかを試算しました。(図表29)

試算の結果、平成56(2044)年時点で、例えば総人口20万人を維持するためには、図表29のパターン4にあるように、男性・女性ともに20歳代～40歳代前半の純移動率を0.03(人口比3%/5年間)向上させる必要があります。但し、20歳代から40歳代前半までの男女の純移動率を数%上乘せしこれら年齢層のほとんどで転入超過にしなければならないパターン4や5は実現性において厳しいと考えられます。

図表29 20歳代・30歳代の社会移動を変えた場合の推計人口の変化

	社会移動の設定	H56 推計人口	高齢化率
推計	純移動率はこれまでのトレンドを踏襲	187,708人	35.9%
パターン1	男性の30歳代前半・40歳代前半、女性の20歳代後半・30歳代前半の純移動率を0.01(各人口比1%/5年間)向上させる	189,498人	35.6%
パターン2	男性の30歳代前半・40歳代前半、女性の20歳代後半・30歳代前半の純移動率を0.02(各人口比2%/5年間)向上させる	191,297人	35.4%
パターン3	男性の30歳代前半・40歳代前半、女性の20歳代後半・30歳代前半の純移動数をゼロ(転出=転入)とする	192,242人	35.1%
パターン4	H56時点で総人口20万人を維持=男性・女性ともに20歳代～40歳代前半の純移動率を0.03(人口比3%/5年間)向上	200,946人	34.2%
パターン5	H56時点で高齢化率約30%維持=男性・女性ともに0～29歳の純移動率を0.07(人口比7%/5年間)向上	222,559人	30.3%

4 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

前項までに分析した人口の変化が今後も続くと仮定した場合、将来の本市の市民生活や行財政運営等に与える影響として、特に次のようなことが懸念されます。

(1) 人材（人手）や生活サービスへの影響（特に医療・介護）

生産年齢人口が減少することにより、産業・経済を担う人材（人手）が不足したり、必要な生活サービスが十分に提供されなくなることが懸念されます。

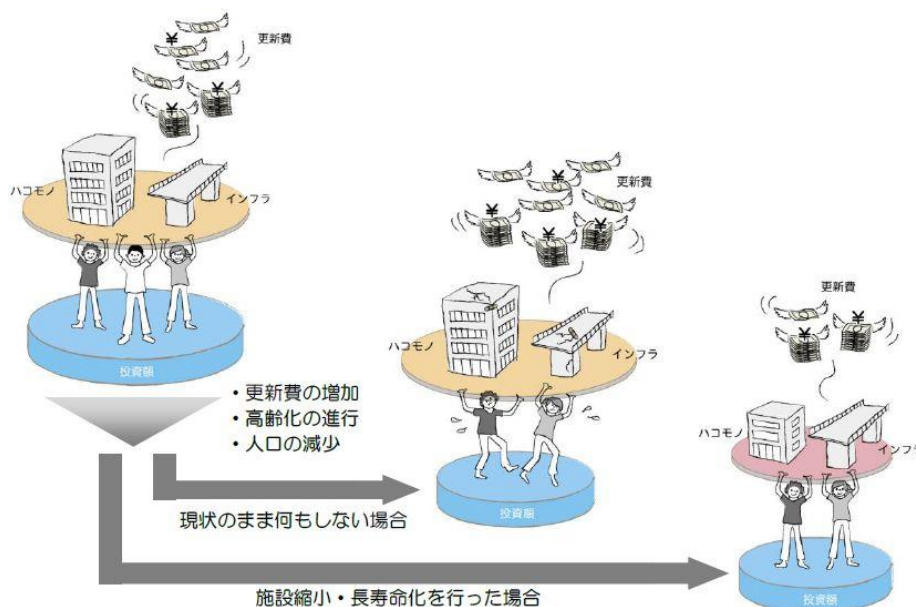
特に、団塊の世代や団塊ジュニア世代といった人口の多い年齢層の加齢に伴い、今後、医療や介護サービスを必要とする人が急増することが予想されますが、医療や介護サービスについては現状でも人材不足が指摘されており、更に不足することが考えられます。

(2) 公共施設の維持管理・更新等への影響

これまでの人口増等に対応し整備してきた公共施設が順次更新時期を迎えており、公共建築物の更新予測経費は、従来の投資額の約1.5倍になることを見込んでいます。これは、従来通りに投資を行い、かつ、新規整備を一切行わなかったとしても現在の7割弱しか施設を維持できないことを示しています。都市基盤整備においても同様であり、集中する更新需要は単年度で投資できる水準をはるかに超えるなど、維持管理や更新等にかかるコストの行政負担が大きくなっています。

一方で、今後の人口減少により、施設の利用者数（利用ニーズ）も徐々に低下していくことが考えられることから、施設総量の縮減や適切な保全による長寿命化等の対応が必要となっています。

図表 30 公共施設等の現状と課題(出典: 上尾市公共施設等総合管理計画 概要版)



(3) 社会保障需要の増大や税収の減少等による財政状況への影響

高齢者の増加により医療や介護等の社会保障への需要が増大することに伴い、後期高齢者医療、介護保険、国民健康保険財政が厳しさを増し、保険料の上昇などの市民負担や行政負担の増加が見込まれる一方で、生産年齢人口の減少により税収の減少等が見込まれることから、財政への影響が懸念されます。

第3章 本市の将来展望

1 目指すべき将来の方向性

第2章を踏まえ、本市が将来目指すべき人口（人口減少をどの程度緩和するか）を、次のように設定します。

(1) 将来人口展望の前提

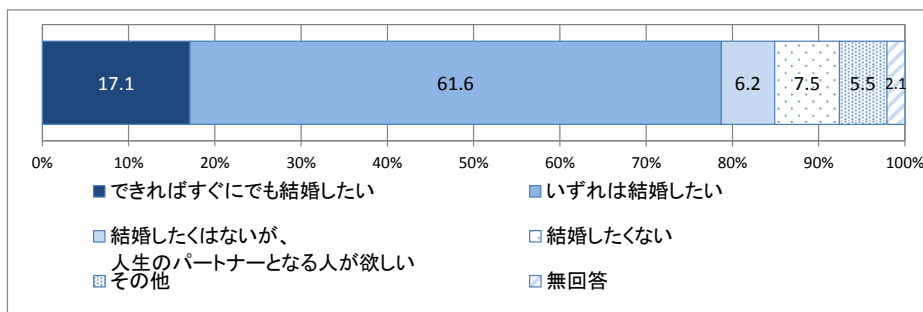
将来人口の設定にあたり、以下のような各種の参考データから、出生率や移動率等の仮定を置きます。

① 結婚に対する希望

社人研による全国の独身者を対象とした調査研究によれば、埼玉県未婚男性の86.0%、未婚女性の90.5%が結婚の意志があると回答しています。

また、平成26年2月に実施した「上尾市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」によれば（図表31）、未婚の回答者（19～49歳）のうち、「できればすぐにでも結婚したい」と「いずれは結婚したい」を合わせた78.7%が結婚したいと回答しています。

図表31 未婚者の「結婚」への考え（出典：上尾市子ども・子育て支援に関する調査報告書）

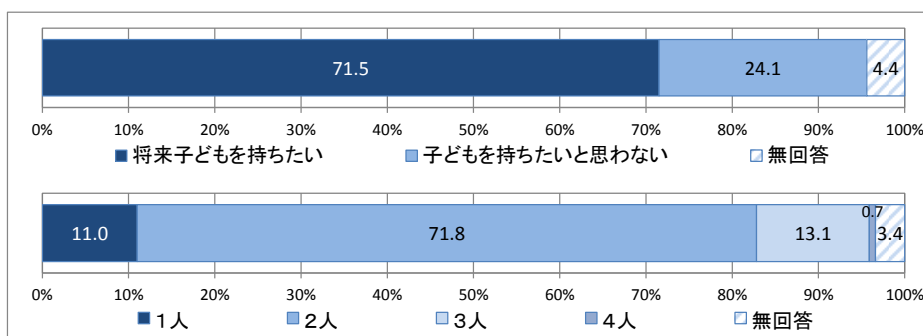


② 出産・子育てに対する希望

社人研による全国の夫婦を対象とした調査研究によれば、埼玉県の夫婦における理想的な子どもの数（平均理想子ども数）は2.34人であった一方、実際に予定している子どもの数（平均予定子ども数）は2.00人となっています。

また、「上尾市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」によれば（図表32）、子どもがいない未婚の回答者（19～49歳）のうち、「将来子どもを持ちたい」者は71.5%となっています。さらに、子どもを持ちたいとする者における理想の子ども数は、「2人」が71.8%と最も多く、次いで「3人」13.1%、「1人」11.0%となっています。

図表32 子どもを持つことについての考えと理想の子ども数（出典：上尾市子ども・子育て支援に関する調査報告書）

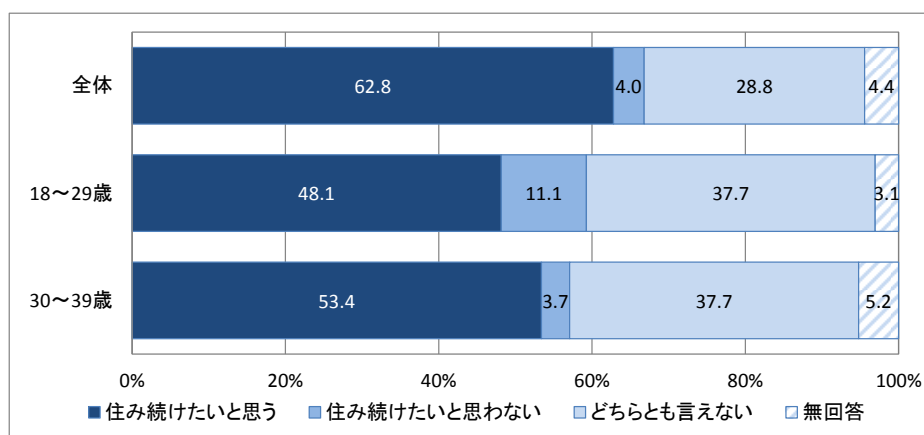


③ 地域移住の希望

「平成 25 年度上尾市市民意識調査」によれば (図表 33)、今後の市内定住意向について、回答者全体では「住み続けたいと思う」が 62.8%で 6 割を超えています。ただし年齢別にみると、18～29 歳では「住み続けたいと思う」の割合が 5 割を下回るとともに、「住み続けたいと思わない」が 1 割を超えているほか、30 歳代でも「住み続けたいと思う」の割合が 53.4%と平均より低くなっています。

また、もっと住み続けたいと思えるまちにするためのまちづくりの重点分野を尋ねたところ (図表 34)、全体では「保健や医療、福祉の充実などにより、安心な暮らしのまちを目指すこと」の割合が 52.0%で最も高かった一方、18～29 歳や 30 歳代では「道路や交通、公共施設の充実などにより、便利なまちを目指すこと」が最も高くなっています。

図表 33 市内への定住意向(出典:平成 25 年度上尾市市民意識調査 結果報告書)



図表 34 まちづくりの重点分野(出典:平成 25 年度上尾市市民意識調査 結果報告書)

[単位] 上:人 下:%	全体	道路や交通、公共施設の充実などにより、便利なまちを目指すこと	保健や医療、福祉の充実などにより、安心な暮らしのまちを目指すこと	災害対策や、防犯対策の充実などにより、安全なまちを目指すこと	ごみ処理や、下水道の充実などにより、衛生的なまちを目指すこと	商業や、農業などの産業の活性化により、活力と賑わいのあるまちを目指すこと	適なまちを目指すこと	水や緑の自然環境の保全、公園の充実などにより、快適なまちを目指すこと	歴史の尊重や、芸術活動の盛り上げなどにより、文化的なまちを目指すこと	人のつながりや、地域活動などを重視した、温かい心のまちを目指すこと	その他	無回答
全体	1553 100.0	639 41.1	807 52.0	317 20.4	169 10.9	215 13.8	270 17.4	85 5.5	280 18.0	35 2.3	81 5.2	
18～29歳	162 100.0	91 56.2	57 35.2	29 17.9	13 8.0	29 17.9	30 18.5	13 8.0	20 12.3	4 2.5	7 4.3	
30～39歳	191 100.0	100 52.4	83 43.5	41 21.5	21 11.0	21 11.0	34 17.8	12 6.3	18 9.4	11 5.8	10 5.2	
40～49歳	246 100.0	120 48.8	118 48.0	54 22.0	30 12.2	39 15.9	37 15.0	9 3.7	33 13.4	7 2.8	10 4.1	
50～59歳	236 100.0	111 47.0	137 58.1	48 20.3	21 8.9	32 13.6	34 14.4	8 3.4	39 16.5	3 1.3	12 5.1	
60～69歳	333 100.0	109 32.7	199 59.8	58 17.4	37 11.1	48 14.4	70 21.0	19 5.7	71 21.3	6 1.8	19 5.7	
70～79歳	277 100.0	73 26.4	154 55.6	66 23.8	36 13.0	36 13.0	47 17.0	22 7.9	71 25.6	3 1.1	12 4.3	
80歳以上	102 100.0	35 34.3	56 54.9	21 20.6	11 10.8	9 8.8	18 17.6	2 2.0	27 26.5	1 1.0	8 7.8	

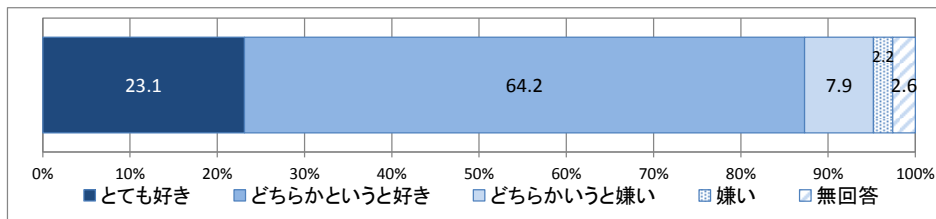
④ 高校、専門学校、大学卒業後の地元就職率等の希望

「上尾市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」によれば、13～18歳の回答者に対し、上尾市が好きかを尋ねたところ、「とても好き」と「どちらかという好き」を合わせた割合は87.3%となっています（図表35）。

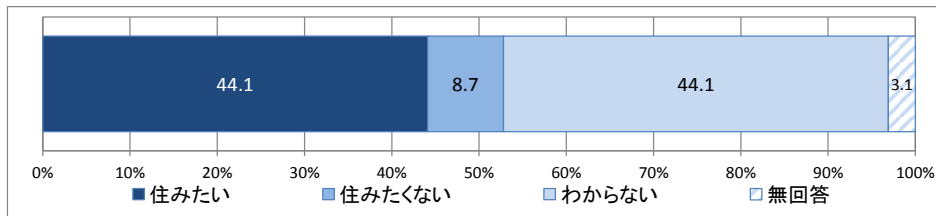
また、将来の定住意向については「住みたい」と「わからない」が共に44.1%となっています（図表36）。

将来の就労意向では「給料に関係なく自分の好きな仕事につきたい」が27.2%と最も多く、次いで「経営状況や労働環境がよいなど安心して働ける仕事につきたい」が26.7%等となっています（図表37）。

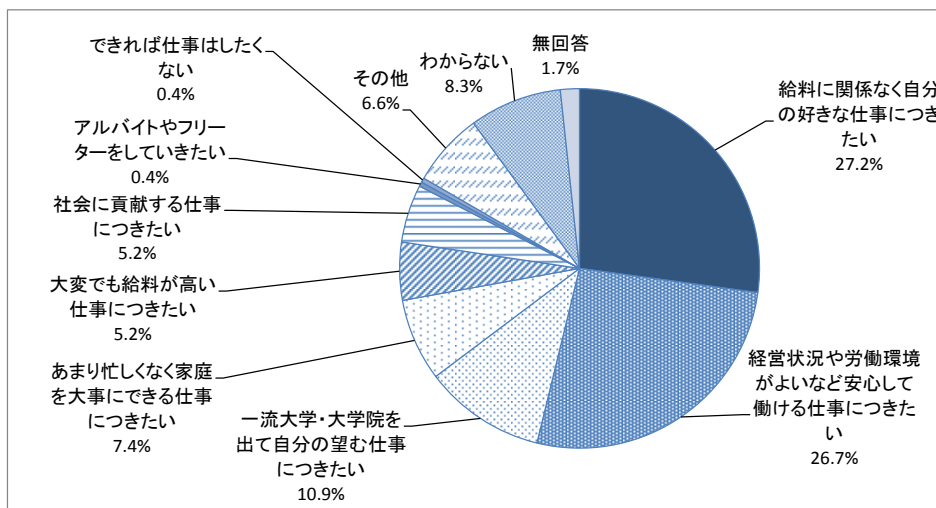
図表35 上尾市が好きかどうか(出典:上尾市子ども・子育て支援に関する調査報告書)



図表36 将来の定住意向(出典:上尾市子ども・子育て支援に関する調査報告書)



図表37 将来の就労意向(出典:上尾市子ども・子育て支援に関する調査報告書)



⑤ 昼夜間人口及び通勤通学者

平成22(2010)年国勢調査における本市の夜間人口は223,926人、昼間人口は188,124人となっており、本市への通勤・通学者よりも市外への通勤・通学者が多い状況となっています。また、昼夜間人口比率は0.84となっており、近隣市町村と比較すると、春日部市に次いで低くなっています（図表38）。

また、本市への通勤・通学者数はさいたま市からが最も多く、次いで多いのが桶川市となっており、また、本市への通勤通学率が10%以上となっているのは桶川市・伊奈町とな

っています (図表 39)。

一方、本市からの通勤通学者数についてもさいたま市が圧倒的に多く、通勤通学率は20%以上となっています (図表 40)。

図表 38 本市の昼夜間人口比率(出典:国勢調査)

	人口(人)	当地に常住する就業者・通学者数(人)	当地で従業・通学する就業者・通学者数(従業・通学地不詳を含む)(人)	昼間人口(人)	昼夜間人口比率(%)
	A	B	C	D=A-B+C	D/A
上尾市	223,926	120,935	85,133	188,124	0.84
熊谷市	203,180	109,558	106,985	200,607	0.99
川越市	342,670	181,655	171,108	332,123	0.97
所沢市	341,924	178,810	133,407	296,521	0.87
越谷市	326,313	174,419	131,042	282,936	0.87
草加市	243,855	127,540	92,839	209,154	0.86
春日部市	237,171	125,295	82,507	194,383	0.82

図表 39 本市への通勤通学の状況(出典:国勢調査)

	人口(人)	常住する就業者・通学者数(人)	上尾市への通勤通学者数(人)	上尾市への通勤通学率(%)
上尾市	223,926	112,588	41,824	37.1
さいたま市	1,222,434	609,276	9,742	1.6
桶川市	74,711	37,708	4,336	11.5
伊奈町	42,494	21,820	2,438	11.2
鴻巣市	119,639	61,944	2,284	3.7
北本市	68,888	34,077	2,273	6.7
久喜市	154,310	79,615	1,057	1.3
蓮田市	63,309	31,385	1,038	3.3
熊谷市	203,180	104,122	980	0.9
川越市	342,670	163,426	935	0.6
行田市	85,786	45,591	762	1.67

図表 40 本市からの通勤通学の状況(出典:国勢調査)

	上尾市からの通勤通学者数(人)	上尾市からの通勤通学者率(%)
上尾市	41,824	37.1
さいたま市	22,879	20.3
桶川市	3,852	3.4
伊奈町	2,909	2.6
川越市	1,848	1.6
川口市	1,334	1.2
熊谷市	1,049	0.9
北本市	1,033	0.9
鴻巣市	962	0.9
久喜市	896	0.8
蓮田市	814	0.7

(2) 将来目指すべき人口

① 自然動態

第2章-2 将来人口の推計 (P13) に示したとおりに人口が推移すると、平成 26 (2014) 年時点で 9,046 人の 0~4 歳人口が、平成 56 (2044) 年には 5,980 人にまで減少する見込みです。

国は、平成 25 (2013) 年時点で 1.43 である合計特殊出生率を平成 52 (2040) 年に人口

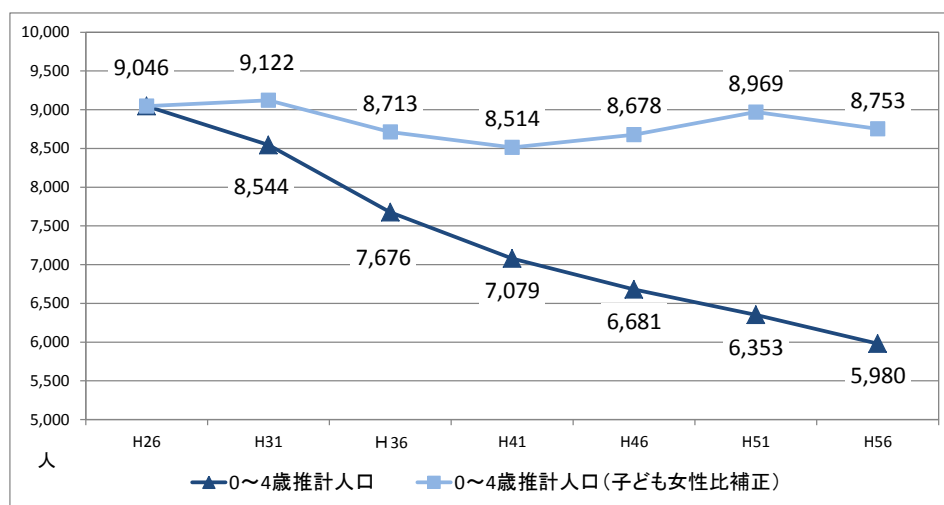
置換水準 2.07 とすることを旨とした取組みを進めていくことから、本市の将来の子ども女性比もこの伸び率¹⁰で伸びていくと仮定すると、0～4 歳人口は平成 52 (2040) 年の時点でも平成 26 (2014) 年時点の水準を維持することができます (図表 41、42)。

このため、本市における人口の自然動態の将来展望は、国が、子どもを産み育てやすい環境づくりをより積極的に推進することを想定し、この国の合計特殊出生率の目標水準に準拠して推計することとします。

図表 41 目標人口の前提となる子ども女性比の仮定値

		H26	H31	H36	H41	H46	H51	H56
国の合計特殊出生率	実数	1.48	1.58	1.68	1.78	1.91	2.04	2.07
	伸び率	1.00	1.07	1.14	1.20	1.29	1.38	1.40
上尾市子ども女性比		0.18297	0.19534	0.20770	0.22006	0.23589	0.25258	0.2559

図表 42 0～4 歳の人口推移(子ども女性比の仮定値を補正した場合)



② 社会動態

第2章－1人口等の動向分析 (P4) で整理したように、本市は、平成 14 (2002) 年以降転入者が転出者を僅かながら上回る転入超過の状況が続いていますが、直近の傾向を踏まえると、将来的には第2章－2将来人口の推計 (P13) にあるように、特に地域の核となるべき 20 歳代・30 歳代の転出超過が見込まれています。

しかしながら、本市の潜在的な人口吸引力は十分に有るものと考えられ、この力を強化し、男性の 30 歳代前半・40 歳代前半、女性の 20 歳代後半・30 歳代前半の純移動率を 0 (転入者数と転出者数が均衡) にさせると仮定して (図表 43)、自然増の影響を考慮し算定すると、平成 56 (2044) 年の人口を当初の推計人口よりも 4,534 人増加させることができます。

このため、本市における人口の社会動態の将来展望は、転入・転出共に多い 20 歳代後半と 30 歳代前半の層を主たるターゲットとして、転入促進及び転出抑制等の施策をより積極的に推進することで、転出超過が解消することを想定し、推計することとします。

¹⁰ 平成 26 (2014) 年を 1 とした場合、平成 56 (2044) 年時点で 1.40

図表 43 社会増減の推移(移動率補正)

(単位:人)

男性		H26→H31	H31→H36	H36→H41	H41→H46	H46→H51	H51→H56
期首年齢	期末年齢	792	709	651	605	583	516
0～4歳	5～9歳	30	29	26	25	23	22
5～9歳	10～14歳	▲39	▲48	▲55	▲58	▲59	▲61
10～14歳	15～19歳	41	30	21	15	9	6
15～19歳	20～24歳	224	225	204	186	176	158
20～24歳	25～29歳	274	279	280	253	231	217
25～29歳	30～34歳	8	7	7	6	6	5
30～34歳	35～39歳	0	0	0	0	0	0
35～39歳	40～44歳	33	26	22	18	16	15
40～44歳	45～49歳	0	0	0	0	0	0
45～49歳	50～54歳	▲5	▲4	▲3	▲2	▲2	▲5
50～54歳	55～59歳	28	35	43	35	30	27
55～59歳	60～64歳	24	25	31	40	32	29
60～64歳	65～69歳	41	34	34	42	56	44
65～69歳	70～74歳	79	66	53	56	67	87
70～74歳	75～79歳	58	40	26	16	12	15
75～79歳	80～84歳	▲29	▲85	▲126	▲140	▲137	▲169
80～84歳	85～89歳	▲10	▲22	▲46	▲64	▲66	▲62
85歳～	90歳～	35	72	134	177	189	188

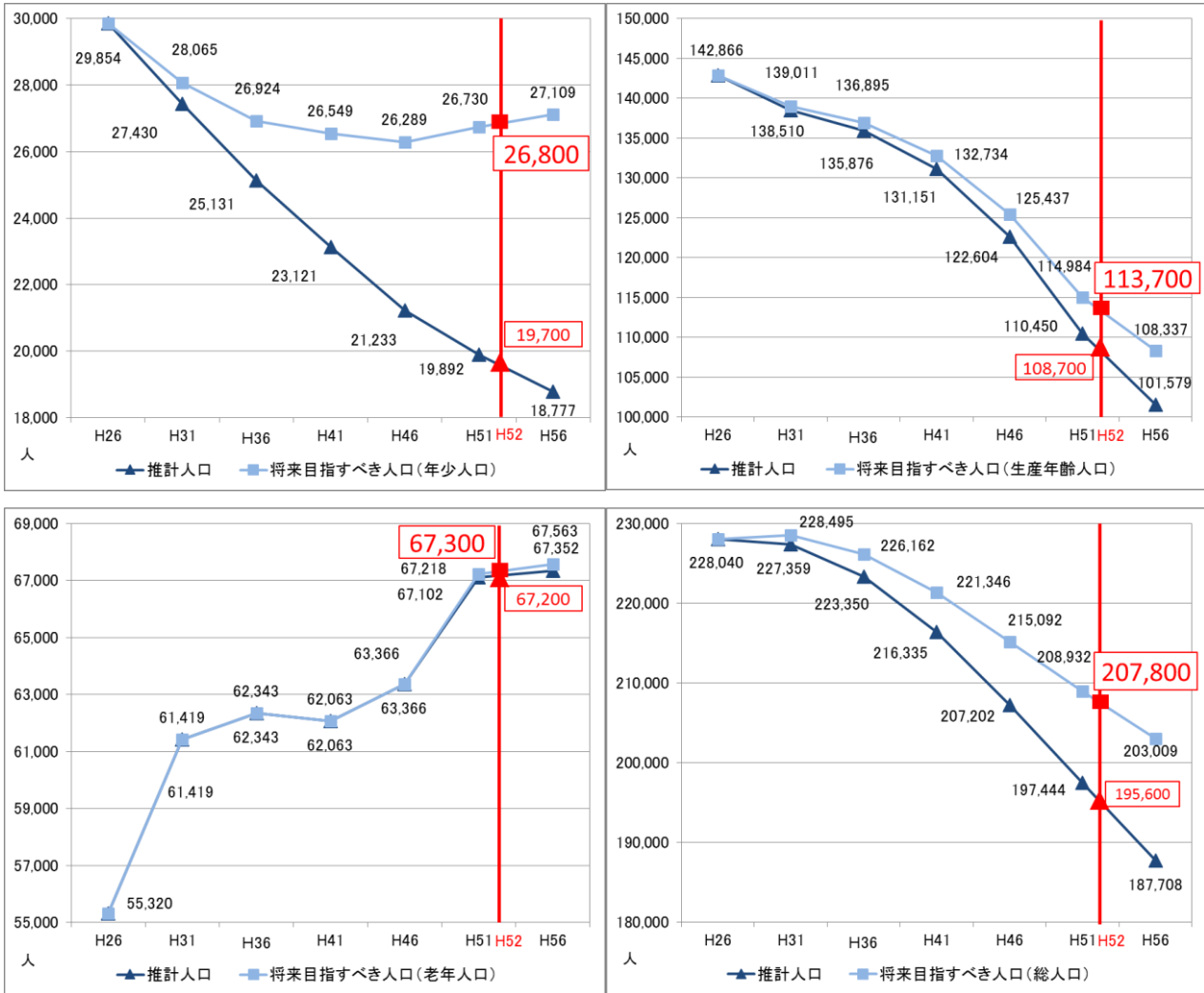
女性		H26→H31	H31→H36	H36→H41	H41→H46	H46→H51	H51→H56
期首年齢	期末年齢	1,303	1,226	1,020	759	631	575
0～4歳	5～9歳	▲59	▲81	▲92	▲100	▲106	▲111
5～9歳	10～14歳	12	11	11	9	8	8
10～14歳	15～19歳	70	59	48	42	36	31
15～19歳	20～24歳	425	410	373	338	318	285
20～24歳	25～29歳	180	195	187	169	152	143
25～29歳	30～34歳	0	0	0	0	0	0
30～34歳	35～39歳	0	0	0	0	0	0
35～39歳	40～44歳	43	29	20	15	12	8
40～44歳	45～49歳	▲15	▲30	▲34	▲37	▲44	▲56
45～49歳	50～54歳	79	94	73	62	54	52
50～54歳	55～59歳	5	7	7	6	7	8
55～59歳	60～64歳	▲5	▲5	▲8	▲9	▲8	▲3
60～64歳	65～69歳	42	33	35	42	49	38
65～69歳	70～74歳	91	77	60	63	77	91
70～74歳	75～79歳	131	124	104	82	87	104
75～79歳	80～84歳	144	184	172	144	113	121
80～84歳	85～89歳	123	146	178	160	132	104
85歳～	90歳～	37	▲27	▲114	▲227	▲256	▲248

③ 将来目指すべき人口

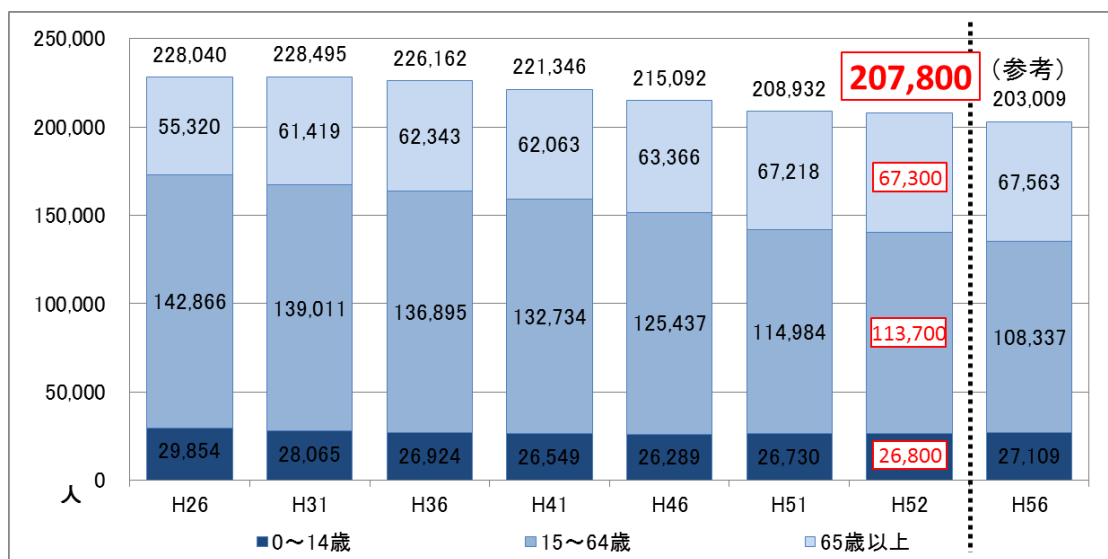
図表 44 に示すように、平成 56 (2044) 年では、年少人口は、子育て支援策の推進による子ども女性比の上昇等による継続的な減少の回避により 27,109 人に、生産年齢人口は、移住定住促進策の取組み等による転入促進・転出抑制により 108,337 人に、老年人口は、健康づくりの推進等による寿命の延伸により 67,563 人になり、総人口は 203,009 人になることが推計されます。

国が示す目標年数の一つとしている平成 52 (2040) 年における本市が将来目指すべき人口は、ここから数学的に算出し、年少人口を 26,800 人、生産年齢人口を 113,700 人、老年人口を 67,300 人とし、総人口を 207,800 人とします (図表 44、45)。

図表 44 将来目指すべき人口と推計人口(左上:年少人口/右上:生産年齢人口/左下:老年人口/右下:総人口)



図表 45 総人口・年齢区分別人口の推移(将来目指すべき人口)



2 目指す将来の姿

1 (2)③将来目指すべき総人口 (P25) で設定した将来目指すべき人口を達成するためには、次のような「まちの将来像」を実現する必要があります。

(1) 子ども（年少人口）の増加「子どもたちが生き生き」

本市の将来を担う子どもたちを増やすためには、生まれた後の子どもたちが健やかに育つ環境が重要です。

子どもたちが健やかに育つ環境を整備するとともに、子どもが持つ可能性を広げるべく、学習意欲の更なる向上を図るなど、本市で育った子どもたちが、本市に誇りや愛着を持ち、成人後も末永く本市に継続居住するような取組みを進めます。

(2) 子育て世代（生産年齢人口）の流入、定住の促進「パパ・ママが生き生き」

働き、出産・子育てし、地域活動で貢献するなど、本市の中核を担う 20 歳代後半からの人口の増加を図るためには、(1)に示すような子どもを産み・育てやすい環境も重要ですが、若い世代の希望がかなうような、結婚・出産・子育て環境の充実も重要です。

特に、子育て世代が安心して出産・子育てできる、子育てしやすいまちづくりを進め、本市で成人した市民の継続居住、市外からの転入増を目指します。

(3) 高齢世代（老年人口）の健康寿命の延伸「グランパ・グランマが生き生き」

高齢者数の増加に伴い、高齢者が健康で活動的な生活を送ることができる環境を整備することが重要です。また、子育てなどの経験を豊富に有する高齢世代が、親子の近居等により子育て世代を支援する社会づくりも大切です。

本市に居を構え、長年社会や地域に貢献してきた市民が、高齢になっても健康を保持し、生き生きと暮らせるまちづくりを目指すことは、生産年齢人口の市民の継続居留意向や市外からの転入意向を高めることにもつながります。

団塊の世代が移行することで急増する高齢者が、元気で健康を保ち、積極的に社会参加できる環境整備を進めるとともに、人のつながりや地域活動などを重視したまちづくりに取り組みます。

3 基本目標

将来目指すべき人口の達成に向け、「2 目指す将来の姿」(P27)を実現させるため、併せて国の目指す基本目標の方向性とも整合を取りつつ、基本目標を下記のとおり定めます。

(1) 安定した雇用を創出する

就職のために市外に転出する人を減らし、また本市に転入し市内で就職する人を増やすためには、市内で雇用機会を拡充することが必要です。

雇用機会を拡充するためには、本市が持つ既存の資源を十分に活用して、地域産業の活性化を図るとともに、雇用機会の創出や起業の支援等、多様な産業振興策を実施することにより、本市の産業界全体の底上げを図り、安定した雇用の創出を目指します。

また、本市の事務事業に民間事業者等を積極的に活用することにより、新たなビジネスの創出を図ります。

(2) 出産・子育ての希望をかなえる

本市の将来を担う子どもの人口を増やすため、子どもを持ちたいと願う市民を応援するほか、保育環境の整備に取り組むとともに、地域全体で子育て世代を支援する体制づくりを行うなど、子育て世代が安心して出産・子育てできる環境づくりを進めます。

併せて、本市で生まれた子どもたちが健やかに成長し、地域社会を支える人材となるよう、また、子育て世代の市外からの転入を増加させ、市外への転出を減少させるためにも、子どもの可能性を広げる教育活動に取り組み、学力の向上につなげます。

(3) 健やかな暮らしを守り、魅力あるまちを創る

本市への定住や市外からの転入を促進するためには、安心して良好な住環境や街の魅力づくりが必要です。

子育て世代を市外から呼び込むためには、子どもがのびのびと育つ環境が必要であり、そのため、自然の保全、公園や快適に過ごすことができる住環境の整備に取り組めます。

また、中心市街地や商店街の再生を通して賑わいの創造と利便性の向上を図ることにより、人が集い、魅力ある街づくりを推進するほか、周辺市町との連携による公共施設の相互利用や公共交通環境の更なる利便性の向上を図ります。

さらに、市民が健康づくりや生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるまちづくりを進めるとともに、高齢になっても生き生きと暮らせるまちづくりを目指します。

上尾市地域創生総合戦略

平成27年10月29日策定

第1章 基本的な考え方

1 地方版総合戦略策定の背景と目的

(1) 策定の背景

国は、急速に進む少子高齢化・人口減少に的確に対応し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成26(2014)年9月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに、同年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(以下、「国の長期ビジョン」という。)及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、「国の総合戦略」という。)を閣議決定しました。

これらを踏まえ、都道府県と市町村においても、人口の現状と将来の展望を示す「地方人口ビジョン」及び地域の実情に応じた今後5か年の施策の方向を示す「地方版総合戦略」を策定するよう努めることとされ、国と地方が総力を挙げて地方創生や人口減少克服に取り組むこととなっています。

(2) 目的

上尾市地域創生総合戦略(以下、「総合戦略」という。)は、国の総合戦略の基本的な考え方や政策5原則、4つの基本目標等を踏まえ、本市における人口減少対策、まち・ひと・しごと創生の実現に向け、今後特に注力していくべき施策を明らかにすることを目的に策定しました。

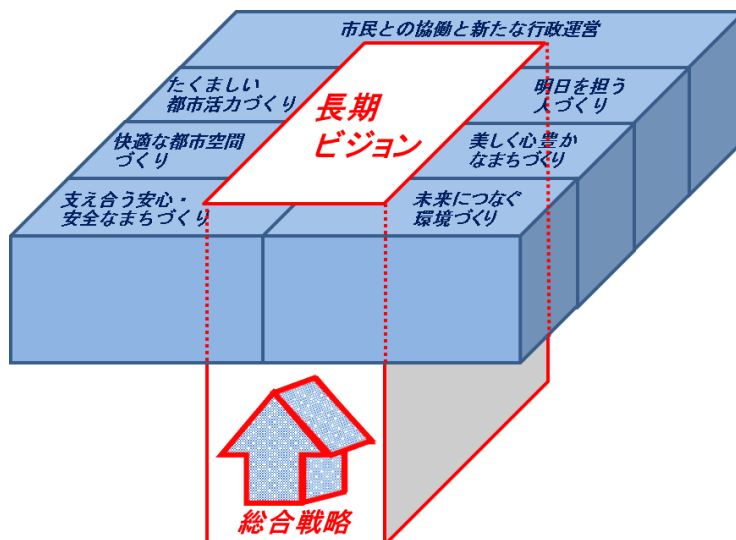
先に策定した上尾市地域創生長期ビジョン(以下、「ビジョン」という。)において示された今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を踏まえ、具体的に推進する施策等を取りまとめたものです。

(3) 位置付け(総合計画との整合)

この総合戦略は、中長期的な視点で目指すまちづくりを示す、本市の市政運営の最上位計画である上尾市総合計画との整合性を確保します。

この総合戦略では、総合計画にて中長期的に目指す各般の取組みのうち、特に人口減少の緩和に貢献しうるものや、計画期間中に特に短期・集中的に取り組むことが有効と考えられるものに絞って取りまとめています。

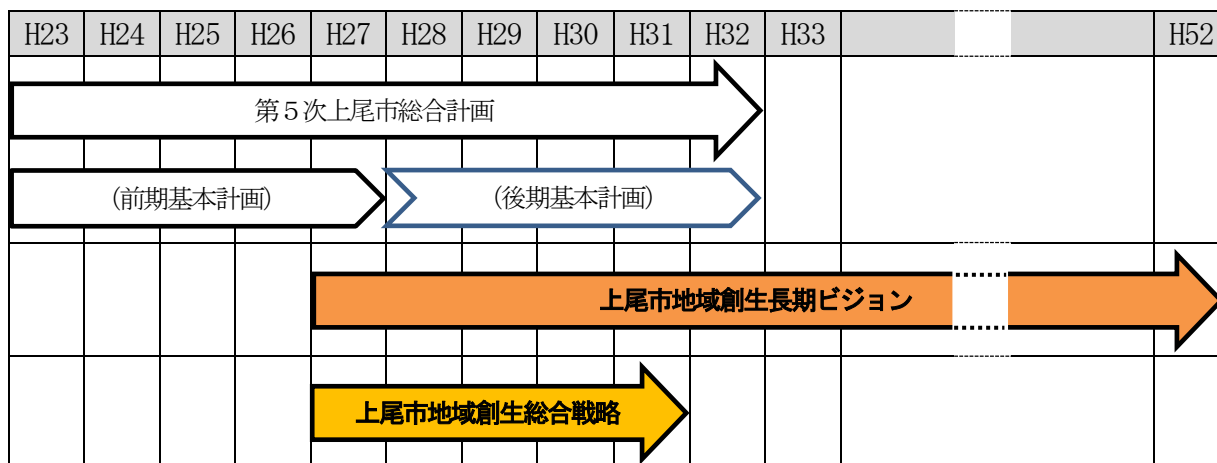
図表46 総合計画と長期ビジョン・総合戦略の位置づけ



(4) 計画期間

国の総合戦略は平成 27（2015）年度を初年度とした 5 か年の計画となっていることから、本市もこれを踏まえ、計画期間は平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度までの 5 か年とします。

図表 47 総合計画と長期ビジョン・総合戦略の関係



(5) 総合戦略の推進

この総合戦略の推進に当たっては、第 2 章で掲げる 3 つの基本目標とその達成を図るべく第 3 章で掲げる各種重点施策はもとより、これらの成果により高まった本市の魅力を市内外に積極的にアピールし、本市に目を向けてもらうことが必要です。

また、これら多岐にわたる施策を十分に行うためには、行政だけではなく、市民の皆さんの参加と協力を得ることが不可欠であり、その基礎として、市民の皆さんの本市への理解と愛着、帰属意識を高めることも重要です。

こうした観点から、地方創生への取り組みをより効果的に展開するための施策としてシティプロモーションは大いに有効であり、シティセールスをより一層推進・活発化することで、この総合戦略の実効性を高め、効果を確実なものとしします。

2 国の総合戦略

国の総合戦略は、国の長期ビジョンを踏まえ、国において、平成 27（2015）年度を初年度とする今後 5 か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものです。

国の総合戦略では、以下のような内容が示されています。

図表 48 「国の総合戦略」の概要

I. 基本的な考え方

1. 人口減少と地域経済縮小の克服

- 地方は、人口減少を契機に、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクが高い。
- 人口減少克服・地方創生のためには、3つの基本的視点から取り組むことが重要。
 - ①「東京一極集中」の是正
 - ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
 - ③地域の特性に即した地域課題の解決

2. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

- 「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。
 - ①しごとの創生
 - ②ひとの創生
 - ③まちの創生

II. 政策の企画・実行に当たっての基本方針

1. 従来の政策の検証

- これまでの政策は、一定の成果を上げたが、大局的には地方の人口流出や少子化に歯止めがかかっていない。その要因は次の5点。
 - ①府省庁・制度ごとの「縦割り」構造
 - ②地域特性を考慮しない「全国一律」の手法
 - ③効果検証を伴わない「バラマキ」
 - ④地域に浸透しない「表面的」な施策
 - ⑤「短期的」な成果を求める施策

2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

- 人口減少克服・地方創生を実現するため、5つの政策原則に基づき施策を展開する。
 - ①自立性：構造的な問題に対処し、地方公共団体、民間事業者、個人等の自立につながる。
 - ②将来性：地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する。
 - ③地域性：各地域の実態に合った施策を支援。国は支援の受け手側の視点に立って支援。
 - ④直接性：最大限の成果をあげるため、直接的に支援する施策を集中的に実施する。
 - ⑤結果重視：PDCAメカニズムの下、具体的な数値目標を設定し、効果検証と改善を実施する。

3. 国と地方の取組体制と PDCA の整備

- 国と地方の役割分担の下、地方を主体とした枠組みの構築に取り組む。
 - ①5か年戦略の策定
 - ②データに基づく、地域ごとの特性と地域課題の抽出
 - ③国のワンストップ型の支援体制等と施策のメニュー化
 - ④地域間の連携推進

III. 今後の施策の方向

1. 政策の基本目標（4つの基本目標）

基本目標① 地方における安定した雇用を創出する

- ・2020年までの5年間の累計で地方に30万人分の若者向け雇用を創出

基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる

- ・2020年に東京圏から地方への転出を4万人増、地方から東京圏への転入を6万人減少させ、東京圏から地方の転出入を均衡

基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ・2020年に結婚希望実績指標を80%、夫婦子ども数予定実績指標を95%に向上

基本目標④ 時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ・「小さな拠点」の整備や「地域連携」を推進する。目標数値は、地方版総合戦略の状況を踏まえ設定

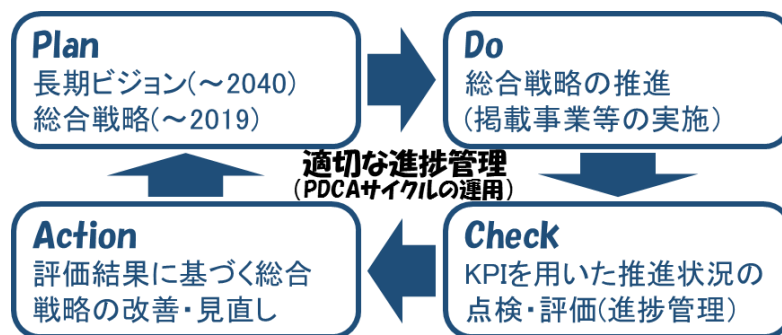
3 戦略の進捗管理

(1) 目標達成に向けた着実な進捗管理

この総合戦略は、平成 27（2015）年度からの 5 年間に、目指す目標の達成に向け、必要な施策を計画的に展開していきませんが、県や周辺自治体の取組みとの整合も考慮しつつ、刻々と変化する社会経済状況も踏まえ、随時、必要な見直しを行うことも想定しています。

この総合戦略の推進・目標の達成に向けては、計画期間中の適切な進捗管理（PDCA サイクルの運用）が重要となることから、目標の進捗状況が計れるよう、施策には客観的に検証できる指標（重要業績評価指標（KPI）＝Key Performance Indicators）を設定し、進捗状況を可視化するとともに、その状況によっては、必要に応じ施策等を適宜見直し推進していくこととします。

図表 49 進捗管理(PDCA サイクル)のイメージ



(2) 進捗管理の体制

本市の市政運営の最上位計画である上尾市総合計画においては、毎年度、事務事業及び施策の進捗状況を評価（行政評価）しています。

この総合戦略も、上尾市総合計画に基づき、人口減少の緩和のために重点的に取り組むべき施策・事業等を整理したものであることから、上尾市総合計画の進捗管理の仕組みにならない進捗管理を行うこととします。なお、総合戦略の進捗管理は、市長以下の部長職などで構成する「上尾市地域創生総合戦略本部」において行うこととし、全庁体制で施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、効果の検証においては、「上尾市地域創生総合戦略審議会」の意見を聴取することにより、客観性、透明性を確保します。

第2章 基本目標

1 安定した雇用を創出する

就職のために市外に転出する人を減らし、また本市に転入し市内で就職する人を増やすためには、市内で雇用機会を拡充することが必要です。

雇用機会を拡充するためには、本市が持つ既存の資源を有効に活用して、地域産業の活性化を図るとともに、雇用機会の創出や起業の支援等、多様な産業振興策を実施することにより、本市の産業界全体の底上げを図り、安定した雇用の創出を目指します。

また、本市の事務事業に民間事業者等を積極的に活用することにより、新たなビジネスの創出を図ります。

(1) 数値目標

指 標	基 準 値	目 標 値
市内法人の従業者数 ¹¹	57,986 人 (H26)	60,000 人 (H31)

(2) 基本的方向

① 雇用を創出するまちづくり

本市の産業は、消費者と生産者が近い「農業」、上尾駅周辺の中心市街地を核とした「商業」、ものづくりの伝統がある「工業」などの“強み”を持っており、それを再確認し、強化・育成することにより、本市の産業界全体の底上げを図り、新たな雇用を創出します。そのためには、既存の産業の自立性と競争力を高めつつ、産業分野間の連携強化を図ることにより、新たな技術や製品を開発するほか、製産品やサービスのブランド化を推進します。

また、市役所が提供するサービスには、民間事業者等のノウハウによって、ニーズに合ったサービスを効率的かつ効果的に提供できるものが潜在していることから、行政分野への民間事業者等の積極的な活用を図ることで新たなビジネスを育成し、これにより新たな雇用を創出します。

¹¹ 市民税課調査(法人市民税申告書における従業者数)

2 出産・子育ての希望をかなえる

本市の将来を担う子どもを増やすため、子どもを持ちたいと願う市民を応援するほか、保育環境の整備に取り組むとともに、地域全体で子育て世代を支援する体制づくりを行うなど、子育て世代が安心して出産・子育てできる環境づくりを進めます。

併せて、本市で生まれた子どもたちが健やかに成長し、地域社会を支える人材となるよう、また、子育て世代の市外からの転入を増加させ、市外への転出を減少させるためにも、子どもの可能性を広げる教育活動に取り組み、学力の向上につなげます。

(1) 数値目標

指 標	基 準 値	目 標 値
年少人口 ¹²	29,854 人 (H26)	28,065 人 (H31)
子育て支援の満足度（子育てしやすいか） ¹³	46.1% (H25)	70.0% (H30)

(2) 基本的方向

① 子育てしやすいまちづくり

都市間競争の時代、住民が住むまちを選ぶ時代にある中で、その重要な選択肢の一つである「子育てしやすいまち」の実現に向け、妊活 から出産までの継続的な支援に取り組むほか、子育て情報の一元化とその積極的な情報発信を図るとともに、安心して子どもを預けることができる保育環境を整備するなど、誰もが安心して子どもを産み・育てることができる環境づくりを進めます。

② 子どもが健やかに育つことができるまちづくり

次代を担う子どもが心身ともに健やかに育ち、郷土愛を育み、学力の向上が図られることは、誰もが希望するものです。その実現のため、小・中学校の活性化や学力の向上、家庭教育の支援、子どもを応援する活動を行う関連団体の強化等、小・中学校、家庭そして地域が、それぞれの役割を十分に果たしつつ、子どもを中心に緊密な連携を図りながら、魅力ある教育環境づくりに取り組みます。

¹² 住民基本台帳人口

¹³ 子ども・子育て支援に関するアンケート調査

3 健やかな暮らしを守り、魅力あるまちを創る

本市への定住や市外からの転入を促進するためには、安心して良好な住環境や街の魅力づくりが必要です。

子育て世代を市外から呼び込むためには、子どもがのびのびと育つ環境が必要であり、そのため、自然の保全、公園や快適に過ごすことができる住環境の整備に取り組みます。

また、中心市街地や商店街の再生を通して賑わいの創造と利便性の向上を図ることにより、人が集い、魅力ある街づくりを推進するほか、周辺市町との連携による公共施設の相互利用や公共交通環境の更なる利便性の向上を図ります。

さらに、市民が健康づくりや生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるまちづくりを進めるとともに、高齢になっても生き活きと暮らせるまちづくりを目指します。

(1) 数値目標

指 標	基 準 値	目 標 値
転入超過の数 ¹⁴	1,053 人 (H26 までの 5 年間)	2,095 人 (H31 までの 5 年間)
定住意向の割合（住み続けたいか） ¹⁵	62.8% (H25)	70.0% (H30)

(2) 基本的方向

① 安心して良好な住環境のまちづくり

都心から 35 km 圏で通勤・通学の利便性が高く、自然が豊かで、災害による被害が少ないまちの一つであるという恵まれた立地環境を積極的に PRするとともに、現在、施行中の土地区画整理事業の早期完成を図り、公園や快適に過ごすことができる住環境を創出することにより、主に子育て世代を新たに市外から呼び込むほか、高齢化が進行する団地等の再生に向け関係機関との調整を図ることにより、高齢者も生き活きと暮らせるまちづくりを進めます。

② 第二の人生を謳歌できるまちづくり

第二の人生を謳歌するためには、健康を保持しつつ、高齢者自身が主体的に生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動に参加するとともに、趣味を楽しむ時間を確保することにより、生きがいを創出することが重要です。

また、長い人生の中で培ってきた豊かな知識・経験を活かせる出番を見出し、地域社会の担い手として活躍することも生きがいの創出につながります。

心の豊かさや生きがいのための学習需要の高まりに応えるべく生涯学習機会を創出することにより、心身ともに健康の保持・増進を図るとともに、いつまでも生き活きと暮らせるまちづくりを進めます。

¹⁴ 人口動態調査(H31 までの 5 年間の転入者数－転出者数の値)

¹⁵ 上尾市市民意識調査

第3章 重点施策

1 安定した雇用を創出する

(1) 雇用を創出するまちづくり

既存産業の活性化や起業の支援、行政分野への民間事業者等の活用により、新たな雇用を創出します。

① 産業の活性化

本市の産業全体の底上げを図ることは、地域経済の安定化や産業競争力の強化につながり、それが新たな雇用を創出し、最終的には本市の定住人口の確保につながることから、商業・工業・農業が持つ“強み”を強化・育成するとともに、交通の利便性を活かした企業誘致や起業支援を実施することにより、新たな雇用の創出を図ります。

【主な取組内容】

上尾市産業振興会議を設置し、産業の振興策について定期的な検討・提言を行うほか、専門家による中小企業への積極的なサポート、農産物、商品、工業製品、観光事業をPRするための農商工観ポータルサイトの運営、体験農園の開設支援、商店街の活性化等、産業全体の活力を高めるための取組を実施します。

また、ふるさと納税制度、観光事業や婚活などのイベント、市域での利用を限定したプレミアム付き商品券の発行等、売上げの増加を図るための取組を実施するほか、障害者の就労を支援するとともに、障害者就労施設の製品販売の支援を実施します。

このほか、空き店舗等を活用した起業支援や上尾道路沿線地域等への魅力ある企業の誘致、農産物や工業製品をPRするための取組に対する支援や市民の雇用を促進するための取組を検討します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
法人市民税額 ¹⁶	18億8,500万円(H27)	20億6,000万円(H31)
農商工観ポータルサイトアクセス数(月平均) ¹⁷	15,000件/月(H27)	30,000件/月(H31)

② 民間事業者等の積極的な活用

本市生産年齢人口の減少に伴い市税の増収が期待できない中で、超高齢社会の到来に伴い「公共」の範囲が拡大していることから、「行政」が担うべき公共サービスを特定していく必要があります。事務事業の統合・廃止や効率化を図ることにより「行政」の領域を精査しつつ、民間事業者等が持つ発想と意欲を公共領域に活かすべく、その積極的な活用を図ることにより、新たな雇用を創出します。

【主な取組内容】

各事務事業を「行政」が直接実施すべきかを検討した上で、民間事業者等による実施が可能で、かつ効果が期待できるものについては、積極的に委託化を推進します。

¹⁶ 市民税課調査(平成27年度税制改正まで考慮)

¹⁷ 商工課調査

また、「行政」が直接実施すべき事務事業については、市民やNPOとの協働を推進するとともに、産業分野、官公庁、大学、金融機関等とのパートナーシップにより実施するなど、市民サービスの質を高めつつ、費用対効果を意識した取組みを実施します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
新たに民間企業等に委託した事務事業数 ¹⁸	— (—)	5件 (H31)

¹⁸ 行政経営課調査

2 出産・子育ての希望をかなえる

(1) 子育てしやすいまちづくり

働き、出産・子育てし、地域で活動するなど、今後本市の将来を担う20歳代後半からの人口の増加を図るため、子育て世代が安心して出産・子育てできる、子育てしやすいまちづくりを進め、本市で成人した市民の継続居住、市外からの転入増を目指します。

① “妊活から出産”までの継続的な応援

子どもを持ちたいと願う市民を、妊活から出産まで継続して応援するとともに、「子育てしやすいまち」を目指し、妊娠、出産、子育てに関する情報を一元化し、積極的に発信することにより、お母さん、お子さんをサポートします。

【主な取組内容】

妊娠した女性が健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えられるよう、妊婦健康診査について里帰り出産に対しても助成を行うとともに、近年増加傾向にある不妊症等の治療に対する助成や相談体制の充実を図るための取組みや安全で気軽に外出できるような取組みを検討します。

また、多様な子育て支援サービス、子どもの遊び場、子育てを応援する施設、親子向けイベント等、地域にある子育て情報を一元化し、必要な情報が必要なときに得られるよう、子育て情報ハンドブックや子育て支援ホームページの充実を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
出生者数 ¹⁹	1,742人 (H26)	1,650人 (H31)

② 子育て施設・環境の整備

共働き家庭の増加等、社会構造の大きな変化に伴い、保育所及び放課後児童クラブの需要が急増していることから、ソフト・ハードの両面から待機児童の解消を図るとともに、安心して子どもを預けることができる保育環境を整備するほか、子育て世代への居住支援を行います。

【主な取組内容】

民間事業者等による保育所の整備促進を図るため、施設整備に対する助成を実施するとともに、公立保育所やつくし学園は、その耐震化を含めた適切な維持管理を実施します。

待機児童の解消を図るためには低年齢児の受け入れ枠を拡大することが不可欠であることから、地域型保育²⁰への理解を高め、その利用者の増加を図るため、保育コンシェルジュを配置することによりニーズに合った情報を提供するとともに、その施設の環境改善や運営に対する支援を行うほか、県制度に合わせ多子世帯への支援を実施します。

また、就学後の子育て支援として放課後児童クラブの充実を図ることも不可欠であることから、NPO等の運営に対する支援を実施するほか、必要な施設整備についても引き続き取り組みます。

このほか、一定の条件を有する子育て世帯の住宅取得等に対し支援する取組みを検討します。

¹⁹ 人口動態調査

²⁰ 子ども・子育て支援新制度による名称であり、(旧)家庭保育室を指す

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
保育施設定員数(保育所・認定こども園・地域型保育事業) ²¹	2,535人 (H26)	3,224人 (H31)

③ 地域全体での子育て世代の支援

共働き世帯が増加している中であって、地域全体で子育て世代を支援するとともに、誰もが安心して子どもを産み・育てることができるまちづくりに取り組みます。

【主な取組内容】

産後の親子に対するケアは重要であることから、各家庭への訪問事業や乳幼児健診、親子教室を実施するほか、地域社会全体で子育て世代を支援していくため、子育てボランティア等の活動を支援するとともに、協働による子育て支援事業に取り組みます。

また、子育て期間中は、育児や子どもの成長についての様々な悩みや心配が生じることから、専門家の配置により公的な相談体制を整備するとともに、子育てと仕事の両立を支援するため、ファミリーサポート事業や子育て支援拠点の運営に対する支援を実施するほか、子どもの医療費の一部を助成するなど、子育てを支援する取組を積極的に実施します。

このほか、企業内保育所の設置に対する支援や子育て世代を支援するという社会的な意識を醸成するための取組を検討します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
地域子育て支援拠点利用者の延べ人数 ²²	75,119人 (H26)	78,000人 (H31)

(2) 子どもが健やかに育つことができるまちづくり

本市の将来を担う子どもの人口を増やすためには、子どもを産み・育てやすい環境も重要ですが、子どもたちが健やかに育つ環境も非常に重要です。

子どもたちが、将来、社会で自立して生きていく上で、学力や体力、望ましい生活習慣や規範意識を確実に身に付けさせることや、学校や家庭、地域が一体となって子どもたちが健やかに育つ環境を整えることが必要です。

子どもたちが本市に誇りや愛着を持ち、成人後も末永く本市に継続居住するような取組を進めます。

① 子どもの可能性を広げる

本市ならではの教育の特色を明確化し、学校の活性化を図り、子どもの学習に対する興味を引き出し、学力の向上につなげていくとともに、子どもの夢の実現を応援するなど、子どもの持つ可能性を広げていきます。

²¹ 子ども・子育て支援実施計画

²² 子ども支援課調査

【主な取組内容】

副読本や準教科書等の整備を図るとともに、電子教科書や大型モニタを積極的に活用した授業を展開するほか、教育支援や図書館支援に携わる“アップスマイルサポーター”や児童生徒の英語発音や国際理解教育の向上を図るための英語指導助手を全学校に配置するなど、子どもの意欲や興味を引き出し、学習効果を高める取組みを積極的に実施します。

また、子どもの体力の向上を図る取組みや異文化交流、ボランティア活動を積極的に実施します。

さらに、子どもを受け入れる学校も時代に合わせて変化し続ける必要があることから、魅力ある学校づくりに取り組むとともに、いじめを根絶する取組みや、不登校の児童や生徒に対するきめ細かいケアを実施する取組み等、相談体制の充実を図ります。

このほか、子どもの学習意欲の更なる向上や夢の実現を応援するための取組みを検討します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
児童・生徒・保護者の学校満足度 ²³	90% (H26)	100% (H31)

② 地域と一体で学校を応援

本市子どもの学力の向上に大きな影響を与える家庭教育を支援するとともに、「地域の子どもは地域で育てる」という社会教育の重要性に鑑み、地域に開かれた学校づくりに取り組みます。

【主な取組内容】

家庭教育講演会や、幼稚園および保育所が実施する家庭教育に関する講座に対する助成を実施するなど家庭教育を支援するほか、子どもを応援する活動を行う関連団体との連携を強化するとともに、通学区域内の安全の確保や郷土愛の育成を図るため、学校、家庭及び地域が一体となった取組みを積極的に実施します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
学校応援団の延べ活動日数 ²⁴	9,000日 (H26)	10,000日 (H31)

²³ 学校評価

²⁴ 指導課調査

3 健やかな暮らしを守り、魅力あるまちを創る

(1) 安心で良好な住環境のまちづくり

都心から 35 km圏にあり通勤・通学の利便性が高く、自然が豊かで、災害による被害が少ないまちの一つであるという本市の特徴を最大限に活かし、この恵まれた立地環境の上に、安心で良好な住環境を形成することで、市内の継続居住者や市外からの転入者を増やすことを目指します。

① 安心でのびのびと子どもが育つ環境の整備

埼玉県が実施した調査によると、県央地域の新築購入者の決め手は、「居住空間にゆとりがあること」、「日当たりのよい生活ができること」、「子育て・教育がしやすいこと」が上位を占めており、また、休日の過ごし方は、「ショッピングモールやスーパーマーケット、公園で時間を過ごすこと」が大勢を占めており、とりわけ公園については、比較的規模が大きい総合公園等へのニーズが高くなっています。

【主な取組内容】

子どもがのびのびと育つ住環境を整えるため、現在、施行中の土地区画整理事業の進捗を図ることにより公園や閑静な住宅地を形成するとともに、良好でゆとりある住環境を整えるための取組みを推進するほか、平坦で災害による被害が少ないまちの一つであるという恵まれた立地環境を活かしたまちづくりに取り組みます。

また、子どもが楽しみ、親子が交流できる憩いの場となる総合公園等、魅力ある公園の維持管理や、ふるさとの緑の景観地、ふれあいの森及び指定樹林等の緑地の確保に努めるなど、子どもが緑とふれあい、のびのびと育つ環境づくりを推進します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
土地区画整理事業により形成した住宅地へ定住した子育て世帯(15歳未満の子を有する世帯)数 ²⁵	— (—)	100世帯 (H31)
住環境に対する子育て世帯の満足度 ²⁶	— (—)	80% (H31)

② 快適に通勤通学ができる環境の整備

市民意識調査によると、多くの市民が「道路や交通、公共施設の充実等により安心な暮らしのまちを目指すこと」を希望していることから、市内の道路・交通環境の充実を図るとともに、鉄道やバス等の公共交通の利便性を高め、交通アクセスの更なる向上を図ることが重要です。

【主な取組内容】

快適に通勤通学ができる環境を整えるため、自転車のまちづくりの一環として、自転車レーンの整備を推進するとともに、違法駐輪の減少に取り組むほか、JR東日本等の交通事業者に対し最終電車運転の繰り下げを要望するなど、利便性を高めるための取組みを検討します。

²⁵ 市街地整備課調査

²⁶ 新築住宅購入者への満足度調査

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
鉄道事業者への要望に対し改善が図られた数 ²⁷	— (—)	5件(H31)
自転車レーンの整備延長 ²⁸	2.5 km (H26)	7.5 km (H31)

(2) 第二の人生を謳歌できるまちづくり

健康を維持しつつ、主体的に生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動に参加することにより生きがいを創出し、心身ともに健康の保持増進を図るとともに、良好な住環境を整えるために団地の再生に向け関係機関との調整を図るなど、高齢になっても生き活きと暮らせるまちづくりを進めます。

① 健康づくりの推進

ライフステージに応じた健康づくりを推進し、とりわけ高齢者については身体諸機能の老化にブレーキをかけ、急激な体力の低下をできるだけ緩やかなものとし、いつまでも健康で明るい生活を送ることが重要です。

【主な取組内容】

疾病の予防や早期発見を図るため検（健）診に対する助成を行うとともに、とりわけ高齢者が多い国民健康保険や後期高齢者医療保険加入者については、保養と余暇活動の充実を図るため一定の範囲で宿泊費の助成を行うほか、積極的に身体を動かすための取組みを検討します。

このほか、高齢者が積極的に外出できるよう、市内循環バス“ぐるっとくん”を含めた道路・交通環境の利便性の向上を図るとともに、安全で気軽に外出できるような取組みを検討するほか、高齢者同士のふれあいや地域交流を図るため、「だんらんの家」の運営費に対する助成を行います。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
胃がん検診受診率	6.7% (H26)	10.0% (H31)
肺がん・結核検診受診率 ²⁹	9.2% (H26)	15.0% (H31)
後期高齢者健康診査受診率 ³⁰	42.6% (H26)	50.0% (H31)
アッピー元気体操参加者数 ³¹	2,374人(H26)	2,800人(H31)

② 生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動の推進

人口の高齢化や社会の成熟化に伴い自由時間が増大している中で、生涯学習を推進することは、学習者の自己実現のみならず、地域社会の活性化や高齢者の社会参加にもつながり、社会的に大きな意義があります。

また、高齢者がスポーツやレクリエーション活動に参加することは、健康寿命の延伸にもつながり、今後の超高齢社会にあって不可欠な要素です。

²⁷ 交通防犯課調査

²⁸ 都市計画課調査

²⁹ 健康増進課調査

³⁰ 保険年金課調査

³¹ 高齢介護課調査

【主な取組内容】

生涯学習への需要が高まっている中で、公民館や小学校等、身近な公共施設で生涯学習活動に参加できる環境を整備するほか、図書館に対する多様なニーズに応えるため、利用しやすい図書館の整備・運営に努めるとともに、図書の実質を図ることなどにより、質と量の両面からサービスの充実を図ります。

また、健康志向の高まりと相まってスポーツ・レクリエーション活動への関心が高まっている中で、競技型スポーツと異なり、気分をリフレッシュし健康を保つための市民スポーツ・レクリエーション活動に気軽に参加できるよう、積極的な環境整備を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
60歳以上の図書館における図書貸出利用者数 ³²	146,611人 (H26)	152,000人 (H31)
公民館における健康・スポーツ関連講座の参加者数 ³³	695人 (H26)	1,100人 (H31)

³² 図書館調査

³³ 生涯学習課調査



資料編

資料1 数値目標・重要業績評価指標(KPI)一覧

基本目標 1 安定した雇用を創出する

基本目標	数値目標			
	指標	基準値 H26	目標値 H31	説明
安定した雇用を創出する	市内法人の従業者数 (P33)	57,986人	60,000人	安定した雇用を創出した成果を図る指標として、市内法人の従業者数とし、目標値は60,000人としました。 (数値は法人市民税申告書に記載のあった従業者の合計)

基本的方向	重点施策	重要業績評価指標(KPI)			
		指標	基準値 H26	目標値 H31	説明
雇用を創出するまちづくり	産業の活性化	法人市民税額 (P36)	18億 8,500万円 H27歳入見込額	20億 6,000万円	市内の産業が活性化した成果を図る指標の一つとして、法人市民税額としました。平成27年度の税制改正を考慮すると、今後は減税により法人市民税額は減少が見込まれますが、さらなる産業の活性化を図ることで、目標値は20億6,000万円としました。
		農商工観ポータルサイトアクセス数 (P36)	15,000件/月 H27前期の平均	30,000件/月	市内の産業が活性化した成果を図る指標の一つとして、農商工観ポータルサイトのアクセス数とし、目標値は30,000件/月としました。 (数値は、市内の商店・工業品・農産物の情報を盛り込んだ情報サイト『あげポタ』のアクセス数：平成27年3月31日に開設)
	民間事業者等の積極的な活用	新たに民間事業者等に委託した事務事業数 (P37)	—	5件	民間事業者等を積極的に活用している成果を図る指標として、市が新たに民間事業者等に委託した事務事業数とし、目標値は5件としました。

基本目標 2 出産・子育ての希望をかなえる

基本目標	数値目標			
	指標	基準値 H26	目標値 H31	説明
出産・子育ての希望をかなえる	年少人口 (P34)	29,854人	28,065人	安心して出産・子育てができる環境を整えることが、子育て世代の転入を促すとともに転出を抑制し、結果的に子どもの増加につながることから、出産・子育ての希望をかなえた成果を図る指標として、年少人口としました。目標値は、長期ビジョンで掲げる将来目指すべき人口の28,065人としました。
	子育て支援の満足度(子育てしやすいか) (P34)	46.1% H25	70% H30	出産・子育ての希望をかなえた成果を図る指標として、5年ごとに実施する子ども・子育ての支援に関するアンケートにおける子育て支援の満足度とし、目標値は70%としました。

基本的方向 重点施策 重要業績評価指標(KPI)

	指標	基準値	目標値	説明	
		H26	H31		
子育てしやすいまちづくり	”妊活から出産”までの継続的な応援	出生者数 (P38)	1,742人	1,650人	”妊活から出産”までの継続的な応援をした成果を図る指標として、出生者数としました。対策を実施しない場合の推計値は1,600人を見込んでいますが、各種の取組を実施することで、目標値は1,650人としました。
	子育て施設・環境の整備	保育施設定員数 (P39)	2,535人	3,224人	子育て施設や環境を整備した成果を図る指標として、保育施設定員数としました。目標値は、子ども・子育て支援事業計画で掲げる保育施設定員数の3,224人としました。
	地域全体での子育て世代の支援	地域子育て支援拠点利用者の延べ人数 (P39)	75,119人	78,000人	地域全体で子育て世代を支援した成果を図る指標として、地域子育て支援拠点の利用者延べ人数とし、目標値は78,000人としました。
子どもが健やかに育つことができるまちづくり	子どもの可能性を広げる	児童・生徒・保護者の学校満足度 (P40)	90%	100%	子どもの可能性を広げた成果を図る指標として、学校が行っているアンケートにおける児童・生徒・保護者の学校満足度の集計値とし、目標値は100%としました。
	地域と一体で学校を応援	学校応援団の延べ活動日数 (P40)	9,000日	10,000日	地域と一体で学校を応援した成果を図る指標として、学校応援団の延べ活動日数とし、目標値は10,000日としました。

基本目標 3 健やかな暮らしを守り、魅力あるまちを創る

基本目標	数値目標			
	指標	基準値 H26	目標値 H31	説明
健やかな暮らしを守り、 魅力あるまちを創る	転入超過の数 (P35)	1,053人 H26までの5年間	2,095人 H31までの5年間	健やかな暮らしを守り、魅力あるまちを創る取組を行った成果を図る指標の一つとして、転入超過の数としました。目標値は、長期ビジョンで掲げる将来目指すべき人口の社会増減数の2,095人としました。
	定住意向の割合(住み続けたいか) (P35)	62.8% H25	70% H30	健やかな暮らしを守り、魅力あるまちを創る取組を行った成果を図る指標の一つとして、5年ごとに実施している市民意識調査の定住意向の割合としました。目標値は「住み続けたいか」の割合を70%としました。

基本的方向 重点施策 重要業績評価指標(KPI)

基本的方向	重点施策	重要業績評価指標(KPI)			
		指標	基準値 H26	目標値 H31	説明
安心で良好な住環境の まちづくり	安心でのびのびと 子どもが育つ環境 の整備	土地区画整理事業により形成した住宅地へ定住した子育て世帯数 (P41)	—	100世帯 H31までの5年間	安心でのびのびと子どもが育つ環境を整備した成果を図る指標の一つとして、土地区画整理事業により形成した住宅地へ定住した子育て世帯数とし、目標値は100世帯としました。
		住環境に対する子育て世帯の満足度 (P41)	—	80%	安心でのびのびと子どもが育つ環境を整備した成果を図る指標の一つとして、住環境に対する子育て世帯の満足度としました。目標値は、子育て世帯の住宅購入者に対し実施するアンケートにおける「住環境に満足しているか」の割合を80%としました。
	快適に通勤通学が できる環境の整備	鉄道事業者への要望に対し改善が図られた数 (P42)	—	5件	快適に通勤通学ができる環境を整備した成果を図る指標の一つとして、鉄道事業者への要望に対し改善が図られた数とし、目標値は5件としました。
		自転車レーンの整備延長 (P42)	2.5km	7.5km	快適に通勤通学ができる環境を整備した成果を図る指標の一つとして、自転車レーンの整備延長とし、目標値は7.5kmとしました。

基本的方向 重点施策 重要業績評価指標(KPI)

基本的方向	重点施策	重要業績評価指標(KPI)			
		指標	基準値 H26	目標値 H31	説明
第二の人生を謳歌できる まちづくり	健康づくりの推進	胃がん検診受診率 (P42)	6.7%	10.0%	健康づくりを推進した成果を図る指標の一つとして、胃がん検診受診率、肺がん・結核検診受診率及び後期高齢者健康診査受診率とし、目標値は、それぞれ10.0%、15.0%、50.0%としました。
		肺がん・結核検診受診率 (P42)	9.2%	15.0%	
		後期高齢者健康診査受診率 (P42)	42.6%	50.0%	
		アッピー元気体操参加者数 (P42)	2,374人	2,800人	
	生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動の推進	60歳以上の図書館における図書貸出利用者数 (P43)	146,611人	152,000人	生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動を推進した成果を図る指標の一つとして、60歳以上の図書館における図書貸出利用者数し、目標値は152,000人としました。
		公民館における健康・スポーツ関連講座の参加者数 (P43)	695人	1,100人	生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動を推進した成果を図る指標の一つとして、公民館における健康・スポーツ関連講座の参加者数とし、目標値は1,100人としました。

資料2 策定経過の概要

上尾市地域創生総合戦略審議会	<p>構成： 市民、産業界・行政機関・大学・金融機関・労働団体・市議会議員など15人</p> <p>期間： 平成27年7月～平成27年10月 計4回開催</p> <p>内容： 上尾市地域創生長期ビジョン案及び上尾市地域創生総合戦略案の審議</p>
市民コメント	<p>時期： 平成27年10月2日～10月22日</p> <p>方法： 上尾市地域創生長期ビジョン案及び上尾市地域創生総合戦略案について、市広報誌や市ホームページを通じて意見を募集</p> <p>提案件数 3人 6件</p>
上尾市地域創生総合戦略本部会議	<p>構成： 市長、副市長、教育長、部長職17人</p> <p>期間： 平成27年4月～平成27年10月 計5回開催</p> <p>内容： 上尾市地域創生長期ビジョン案及び上尾市地域創生総合戦略案を調査・検討し、上尾市地域創生長期ビジョン及び上尾市地域創生総合戦略を策定</p>
上尾市地域創生総合戦略幹事会	<p>構成： 次長職など26人</p> <p>期間： 平成27年4月～平成27年10月 計6回開催</p> <p>内容： 上尾市地域創生総合戦略本部の事務を補助し、上尾市地域創生長期ビジョン案及び上尾市地域創生総合戦略案を調査・検討</p>

資料3 上尾市地域創生総合戦略審議会条例

上尾市地域創生総合戦略審議会条例

平成27年7月1日
条例第25号

(設置)

第1条 上尾市総合計画を踏まえ、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき上尾市地域創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定し、及び推進するに当たり、市政の各分野から広く意見を聴取するため、上尾市地域創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合戦略の策定及びその変更に関すること。
- (2) 総合戦略の計画的な推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生法第1条に規定するまち・ひと・しごと創生に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市政の各分野において識見を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、行政経営部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

資料4 上尾市地域創生総合戦略審議会委員

No.	委員区分	役職	所属機関等	氏名(敬称略)
1	1号委員	委員	上尾商工会議所青年部 副会長	樋口 雅之
2	1号委員	委員	上尾商工会議所女性会 会長	大澤 富三子
3	1号委員	委員	埼玉りそな銀行上尾支店 支店長	増田 力
4	1号委員	委員	社会福祉法人和みの会ゆうゆうくじら保育園 園長	本田 直子
5	1号委員	委員	元NPO法人あげお児童クラブの会 事務局長	星野 美和子
6	1号委員	委員	上尾市子ども会育成連合会原市地区子ども会 副会長	川上 恭子
7	1号委員	委員	上尾市コミュニティ推進会議 会長	今川 修一
8	1号委員	委員	大宮公共職業安定所 業務部長	高野 淳
9	1号委員	委員	上尾地区ビジネスキャリア・エンジョイサークル 会長	太田 篤實
10	2号委員	委員	市議会議員	鈴木 茂
11	2号委員	委員	市議会議員	平田 通子
12	2号委員	副会長	市議会議員	嶋田 一孝
13	2号委員	委員	市議会議員	道下 文男
14	3号委員	会長	高崎経済大学地域政策学部地域政策学科 教授	佐藤 徹
15	4号委員	委員	埼玉県県央地域振興センター 所長	富岡 正雄

資料5 上尾市地域創生総合戦略本部設置規程

上尾市地域創生総合戦略本部設置規程

平成27年3月30日
訓令第1号

(設置)

第1条 人口問題を基軸としたまち・ひと・しごと創生(まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。以下同じ。)に関する施策の全庁的な推進を図るため、上尾市地域創生総合戦略本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 上尾市地域創生総合戦略(本市におけるまち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。)の策定に関すること。
- (2) その他まち・ひと・しごと創生に関し必要な事項に関すること。

(構成等)

第3条 本部長は、市長とする。

- 2 副本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部は、本部を構成する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係職員の会議への出席等)

第5条 本部長は、第2条各号に掲げる事務(以下「所掌事務」という。)を遂行するため必要があると認めるときは、本部員以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(地域創生総合戦略幹事会)

第6条 本部に、次に掲げる事務を行わせるため、地域創生総合戦略幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

- (1) 本部の会議に付議する事案についてあらかじめ調査審議すること。
- (2) その他まち・ひと・しごと創生に関する施策を全庁的に推進するに当たり必要となる事務。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、行政経営部次長(行政経営部次長が複数いる場合にあっては、行政経営部行政経営課の分掌する事務を所掌する行政経営部次長)の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、及び主宰する。
- 6 前条の規定は、幹事長について準用する。

(ワーキンググループ)

第7条 本部に、所掌事務に関し実務的な見地から検討を行うため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第8条 本部、幹事会及びワーキンググループの庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

教育長 市長政策室長 行政経営部長 総務部長 子ども未来部長 健康福祉部長 市民生活部長 環境経済部長 都市整備部長 会計管理者 上下水道部長 消防長 議会事務局長 教育委員会事務局教育総務部長 教育委員会事務局学校教育部長

別表第2 (第6条関係)

市長政策室次長 行政経営部次長(幹事長であるものを除く。) 総務部次長 子ども未来部次長 健康福祉部次長 市民生活部次長 環境経済部次長 都市整備部次長 上下水道部次長 消防本部次長 議会事務局次長 教育委員会事務局教育総務部次長 教育委員会事務局学校教育部次長 行政経営部行政経営課長 行政経営部財政課長 総務部総務課長 総務部職員課長



**上尾市地域創生長期ビジョン
上尾市地域創生総合戦略**

発行年月 平成27年12月

発行編集 上尾市行政経営部行政経営課

〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

電話 048-775-3963 FAX 048-776-8873